

平成19年6月21日開会

平成19年6月21日閉会

# 平成19年6月 第2回定例会会議録

小豆島町議会

# 平成 1 9 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 4 4 号

平成 1 9 年 第 2 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 6 月 1 5 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 9 年 6 月 2 1 日 ( 木 )

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 1 9 年 6 月 2 1 日 ( 火曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 9 年 6 月 2 1 日 ( 火曜日 ) 午後 4 時 0 7 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏名	6月21日			
1	秋長正幸				
2	藤本傳夫				
3	森口久士				
4	森 崇				
5	谷 清				
6	新名教男				
7	安井信之				
8	井上喜代文				
9	山中 彰	(途中退席)			
10	植松勝太郎				
11	渡辺 慧				
12	新茶善昭				
13	藤井源詞				
14	村上久美				
15	鍋谷真由美				
16	中江 正				
17	浜口 勇				
18	中村勝利				

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日			
町 長	坂 下 一 朗				
副 町 長	吉 岡 忠 昭				
教 育 長	明 田 隆 雄				
総 務 課 長	竹 内 章 介				
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行				
税 務 課 長	三 木 忠 臣				
住 民 福 祉 課 長	合 内 昭 次				
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志				
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男				
商 工 観 光 課 長	松 本 篤				
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司				
建 設 課 長	池 上 恵				
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治				
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫				
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志				
社 会 教 育 課 長	岡 秀 安				
水 道 課 長	堀 田 俊 二				
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	荘 野 守				
病 院 事 務 長	棟 保 博				

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 山 本 芳 嗣

議事日程

別 紙 の と お り

平成19年第2回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成19年6月21日(木)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告書について
- 第4 一般質問 12名
- 第5 報告第5号. 一般会計予算繰越明許費繰越計算書について (町長提出)
- 第6 報告第6号. 介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について (町長提出)
- 第7 報告第7号. 水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について (町長提出)
- 第8 議案第44号. 専決処分の承認について(平成19年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)) (町長提出)
- 第9 議案第45号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(町長提出)
- 第10 議案第46号. 「人権尊重の町」宣言について (町長提出)
- 第11 議案第47号. 平成19年度小豆島町一般会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第12 議案第48号. 平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算(第1号)(町長提出)
- 第13 発議第5号. 道路整備財源の確保・充実に関する意見書について (議員提出)
- 第14 議員派遣について
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)

- 第16 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第17 閉会中の継続調査の申し出について (内海ダム特別委員長提出)
- 第18 閉会中の継続調査の申し出について (交通問題特別委員長提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） 開会に先立ちまして、お知らせをいたします。

上着はとっていただいて結構です。

それと、議員の皆さん、それから傍聴席、携帯電話はマナーモードに切りかえていただきたいと思います。

おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月14日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会6月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多忙の中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。ことしは例年になく雨が少なく、現在も湧水対策本部を設置しているところでございます。このままですと、時間給水も考えなくてはならないという状況でございます。ここ数年、地球の気象状況は取り巻く大気の流れが大きく変わったことに起因すると思われませんが、相反する異常気象が同時期に各地で起こっております。これまでの気象の予想範囲外のことが起こり得る可能性が非常に高くなってきておるようでございます。このような時代に当たりまして、危機管理の体制が非常に大切であると思います。住民の生命と財産を守るという行政の一つの大きな使命を感じずにはおられません。

さて、本定例会は繰越明許に関する報告が3件、専決処分の承認1件、人事案件1件、その他案件1件、補正予算の審議2件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） 次に、既に議員各位にもご承知のことと思いますが、去る5月8日開催の第1回臨時会におきまして、小豆島町教育委員会委員に明田隆雄氏が任命同意され、同月10日開催の教育委員会で教育長に任命をされました。ここで教育長のごあいさつをお願いします。

教育長。

教育長（明田隆雄君） おはようございます。去る5月12日付で小豆島町教育委員会から教育長を拝命いたしております。引き続き、よろしく願いいたしたいと思います。

さて、皆様もご案内のとおり、昨年12月に教育基本法が改められました。そして、それに基づく教育3法案の審議がなされまして、昨日参議院を通過して成立したという状況でございます。今教育改革ということで、国を挙げて真ただ中で進んでいるという状況かと存じております。

本町の方に返ってみますと、過疎の問題、少子・高齢化の問題っていうことが本町にも押し寄せておりまして、学校教育、社会教育にも大きな影響を与えているところでございます。特に、学校教育では高等学校を初め、小・中学校の再編整備を考えなければならない局面に至っております。無論、高等学校の方は私の方の管轄ではございませんけれども、非常に大きな問題であろうかと存じております。

また、懸念される南海道地震への対応、さらに社会教育面では団塊世代が退職を迎えております。その方々の生きがい問題等も検討しなければならない局面に至っているかと存じております。

このような中、小豆島町教育委員会は、「ふるさとを愛し、心豊かで、たくましく未来に生きる人づくり」を目標に掲げ、努力してまいっているところでございます。この局面を乗り切り、この目標を達成するには、町議会議員の皆様を初め、町長以下執行部の皆様、また町民の皆様のご指導、ご協力、ご支援を仰がなければならないと強く存じているところでございます。浅学非才の私でございますが、小豆島町を愛する心は皆様と同じでございます。精いっぱい努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。3月以降5月末までの主要事項に関する報告及び監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書5件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、17番浜口勇議員、1番秋長正幸議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、教育民生常任委員長から報告を求めます。

7番安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成19年6月21日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1. 調査案件。1) 少子化対策について。2) 塵芥収集の民間委託について。

2. 調査の経過。平成19年5月10日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

1) 少子化対策について。

土庄町は今年度より少子化対策として、エンゼル祝い金等条例を制定し行っているが、県下先進地での効果を踏まえ、小豆島町独自の施策を確立願いたい。

子育て世代に対して細かいアンケート、結婚相談等プロジェクトチームをつくり、早急に検討願いたい。

## 2、塵芥収集の民間委託について。

事業の民間委託、直営の比較において、項目によってメリットがどちらにあるか違ってくる。いろいろな角度から検討願いたい。

内海、池田地区の人口一人当たりのごみの排出量に大きな開きがある。原因を究明し、対処願いたい。

以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

## 日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、3点ほど質問をしたいと思っております。

まず最初に、未収金の回収が任務の収納対策室が今年度より設置をされましたが、町にとって財源確保に重要な部署であり、それぞれの課より出てくる職員の皆さんのご苦労も大変だと思いますが、逃げ得を許さず、正直者がばかを見ない社会づくり、また格差をなくすという意味からも、全職員の英知を結集して事に当たっていただきたいと思います。この焦げつきを落としていくのは並大抵ではないことは、私も商売しておりましたのでよくわかります。もらって当たり前のことなんだという考え方のもとに、こつこつと粘り強い作業の繰り返しになるのかと思いますが、ぜひひとつ頑張りたいと、このように思います。不納欠損処理につきましても、一考を要すると思いますが、今後どのような策を講じていくのか、なおまた初めてのことであり、まだ計画途中だと思いますが、今年度の目標数値、方法はどのあたりに置こうとしているのか、お伺いをいたします。

次に、老人給食の今後のあり方と福祉会館の厨房施設の改善について。

老人給食につきましては、3月議会で現在給食を受けている人の資格、人数、回数は答弁をいただきましたが、将来は配布を減らすのか、ふやせるのか、それとも廃止の方向かとの質問に対する答弁がなかったので、この際再度お聞きをしたいと思います。

この作業は、ボランティアの手で行われておりますが、農家の方より農産物の差し入れもあり、力を入れてくれるのだが、注文といいますか、配食がいつときの半分ぐらいに減っていて、かえって効率も悪く、同じつくるのならある程度の人数確保も必要ではないかといった声も聞かれております。地区によりましては、自分一人のために配達してもらうのは申しわけないと遠慮している人もおられると思います。もし、人数に余裕があり配食がふやせるのなら、町広報紙に載せるなり、何らかの方法で希望者を募ってみてはいかがでしょうか。そうすることで、一人でも多くのひとり暮らしのお年寄りとの話ができる機会をつくることこそ、老人福祉の原点であろうと考えます。

なお、調理は福祉会館の厨房において行われておりますが、建設以来二十数年を経過して、各備品とも相当くたびれてきている状態であり、これからの時期、調理する人たちの肉体的、精神的な面からも、衛生面からも問題がないとは言い切れないのであります。もしできるならば、これらを整備し、よい環境のもとで調理、配食を拡充、続行してもらいたいと願うものの一人であります。この点いかがお考えでいらっしゃいますか、お伺いをいたします。

次に、昨年内海病院特別室に入院をされた患者さんから、ちょっと来てみてほしいとの連絡がありまして、早速お伺いをいたしましたところ、この部屋は健常者が入るところで病人の入るところではないと、こういうふうに言うんです。理由はこうだと、実際に不自由な体で動いてみせてくれましたが、バス、トイレの入り口のドアが反対側についております。しかも段差があり、バリアフリーにはなっておりません。つまり、向かって右側にちょうつがいがついているために、奥のベッドから来て、ドア1枚分やり過ぎて初めて右へあくというふうな取りつけになっております。高い入室料をいただく部屋にしては、お粗末としか言いようがないので、改善を申し入れましたが、その後どのようなようになったのか、お伺いをいたします。以上であります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の収納対策室の目標についてでございますが、収納対策室は行政サービスに対する住民の公平負担の原則に基づいて、収納率の向上と滞納整理の強化に向けて設置いたしました。しかし、町の債権のすべてを一括して取り扱うのではなくて、これまでに

十分でなかった滞納整理の手法を導入いたしまして、法的な措置に主眼を置いた方策によって、住民の自主的な納付を促すことを目的に、滞納額が高額であるもの、徴収困難であるもの、解決に時間を要するものなどの案件を対象に取り組むことを目標に考えております。このために、現在各関係部署の滞納についての名寄せを作成し、収納対策室への移管、また委任する案件を取りまとめ中であります。

したがって、基本的にそれぞれの部署の徴収はこれまでと同じく各部署で対応することになりますが、関係する法律の適用は地方税法、地方自治法、民法とさまざまであると同時に、財産の調査、督促や催告、時効の適用、また訴訟関係、債権回収のプロセスなどの問題もあります。

これらのことから、関係する部署間における共通認識が大切でありますので、納付能力のある滞納者に対する法的手段の手続、また税と税外債権の取り扱い、時効の問題や、また不納欠損処理基準の明確化、債権管理収納計画などについて統一したルールを決めた上で、債権全体の回収のシステムとノウハウの蓄積を図ることが喫緊の課題であると考えております。滞納者は町税のみならず、使用料、手数料についても滞納している場合が多いわけですが、関連する情報を集中させて、効率的な滞納整理を遂行することが必要であります。今後ともさまざまな紆余曲折があろうかと思われませんが、現状についてのご理解をお願いいたします。

2点目の老人給食についてであります。老人福祉のありようとして給食サービスをすることが全く善であるという考え方から、自立できるお年寄りにとって体を動かすことも重要ですし、また栄養問題も行政として別の取り組みもあるとの考え方も出てまいっております。また、お年寄りの安否確認も地域社会の中で他の方法も考えられますし、今後はお年寄り自身のお考えも拝聴しながら、配食サービスのあり方についても検討していきたいと考えております。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

3点目の内海病院特別室の件につきましては、病院事務長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 5番議員の質問にお答えします。

配食サービスにつきましては、合併前から高齢者の低栄養状態の改善や自立した生活を支援するために、65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うことを目的として行っていたものを、合併後も引き続き実施しているところでございます。

事業の実施に当たっては、国の補助を受け実施しているところでございますが、18年度の介護保険制度の改正によりまして、補助金の見直しが行われております。高齢者においても、できる限り自分の持てる機能を生かすよう介護予防の取り組みが求められるようになりました。このため、平成18年10月から介護予防の取り組みが必要な人を対象とした配食サービスは国の補助事業を受け、介護保険事業特別会計で、また補助事業の要件に該当しない従来から利用されてる方については一般会計において、町単独事業として実施しているところでございます。

事業の周知につきましては、町のホームページに掲載しているほか、民生委員、児童委員の方に事業のご案内をし、該当すると思われる方に周知をお願いしており、申請のあった場合は訪問調査を行い、栄養改善が必要か否の判断をしております。

今後の方針についてでございますが、介護予防の観点から栄養改善の必要があると思える方には適宜サービスを提供してまいりたいと考えております。

次に、福祉会館における配食ボランティアの方の作業環境及び備品についてのご質問ですが、配食サービスを委託している社会福祉協議会に確認しましたところ、次の2点が該当すると思われま。

1点目は、夏場の調理環境についてでございます。調理室に冷房機器はあるものの、かなり型が古く、煮炊きをする環境ではその効果が余りなく、これからの時期は暑くて大変だろうと思われま。

2点目は、備品についてでございますが、共同募金により購入した食器消毒保管庫ですが、タイマーと扉が十分機能しておりません。タイマーについては手動で作業をしているため、とめるのを忘れると火災の危険がある状況にあるかと思われま。

これらについては、社会福祉協議会と十分に協議して、今後の対応を考えてまいりたいと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 特別室のユニットバスのドアが反対側手について使いづらい、バリアフリー化になっていないので改善を申し入れたが、その後どうなっているかというご質問ですが、特別室のユニットバスのドアはあける方向が使う側からしたら反対側ということになります。しかし、この建設をしたときに、患者様がバス、トイレの中で使用中に急変したときなどに、看護師が救出しやすいように患者様の安全を重視して病室の入り口側が開くように設置をしているということです。ですから、個室のトイレにつきましても病室の入り口側が開くように設置をしております。そういうことで、使用しており

ますので、特別室のユニットバスもそのままの状況で利用をしてもらっております。改修はしておりません。

それと、ユニットバスの段差についても、建設当時はバリアフリーという考え方が今ほどはなかったようで、8センチほどの実際に段差がついております。段差をなくするためには相当経費もかかりますので、今後改修等、そのあたりにあわせて検討をしていきたいと思っております。

それと、ドアをあける方向とか段差、このあたりの苦情は余り聞いておりません。若干はありますけど、余り聞いておりません。それと、質問にありました患者様には担当の医師がいろいろ相談を受けてして、手すり等の設置などということで相談をしておったそうですが、体の状況がよくなり、改修はしなくても使えるというようなことで聞いております。

それと、入院患者様は個々の体の状況や障害の程度によって必要とする設備や介助用具等も変わってきますので、入院されて使用されるときに問題があれば、リハビリの専門スタッフ等とも相談しながら、患者様が利用しやすいように介助用具とか設備の改善を進めております。以上です。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） まず、最初の質問の収納対策室の関係であります。先ほど答弁の中に統一したルールを決めて回収のシステム化を図るとおっしゃいましたが、これももう少し具体的に説明を願いたいと思います。

それから、次の老人給食の今後のあり方ですが、これは調理師の冷房とか食器消毒、これが機能していないということでしたので、これは早急にやりかえていただけるのでしょうか。これをお伺いいたします。

それから、病院のこのユニットバスの件について、苦情は余りないということでありましたけれども、このほかに通告はいたしませんでしたが、検査室の女子用トイレに座るところがないということで、体の不自由な人が非常に不便を困っておるというようなことも、これはもう答弁結構ですけれども、この場でちょっと申し添えておきたいと、このように思います。

以上、1番と2番の質問に対してちょっと答えをお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） まず、大前提となることをもう一度確認しておきたいと思いますが、収納対策室は法的な処置に主眼を置いた方策によって、住民の自主的な納付を

促すということを町長答弁したと思います。今まで、税務課職員以外の各部署の職員では法的な方法のノウハウがなかったということでございました。自主的な納付を促すというのは、具体的に申し上げますと、差し押さえであるとか、その他のペナルティー等々も考えまして、納付をしていない者が得をするような状況にあってはならないというような目標を持っております。

そこで、谷議員さんの再質問でございますが、現在の状況では詳細なことは詰めておりませんが、考えられる範囲で概要を説明したいと思っております。統一したルールというようなことですが、町長の方から4点ほど申し上げたと思っております。

まず、1点目ですが、納付能力のある滞納者に対する法的手段の手段と、これは法的手段を先ほど少し申し上げましたが、今後毅然とした態度で一罰百戒といいますか、そういった精神に基づいて自主的な納付を促していきたいと、このように思っております。そのためには、税以外ですが、簡易裁判所等々への手段も必要かと思っております。簡易裁判所の手段はもう簡単に4点ほどありますけれども、まず調停関係であるとか、裁判所を通じた支払い督促の方法であるとか、それから訴訟関係では金額60万円以下の場合には少額訴訟制度というのがあります。それから、一般的な140万円以下でしたか、訴訟制度というのがありますので、そこら辺も検討してまいりたいと、今のところは思っております。

それと、2点目の税と税外債権の取り扱いでございますが、税とか自治法適用の公的な公法上の債権につきましては、強制執行できるという方法があるんですが、司法上の債権につきましては、裁判所を通じなければ強制執行できないということだったと思っております。そういった手法的な手段を要しますので、そこら辺の検討もしていきたいと思っております。

3点目の時効の問題や不納欠損処理基準の明確化、この時効の問題ですが、地方税法とか地方自治法は基本的には5年で時効になります。それから、民法適用の水道料とか病院であるとか、ほかにもありますが、そういった民法適用の分につきましては2年とか3年とか時効が短いわけでございますが、町税につきましては時効が成立すれば、それ以降の債権は収納したくてもできないということがございます。民法適用の場合は、本人が時効を援用しない限りは債権は残っていくと。ですから、時効の年限は違うんですけれども、不納欠損するに当たってそういった相反するもんが出てくるという問題があります。基本的には税は時効が成立すれば、税は不納欠損しなければまた受け入れられませんから、しなければならぬと。ほかの債権につきましては、ずっと残っていきますので、町税が不納欠損されてあるのに、ほかの債権は、ほな延々として残っていくのかという問題点等々ありますので、そこら辺も明確化していきたいということでもあります。

それから、4点目は債権管理収納計画を申し上げましたが、これにつきましては現在抱えております滞納等についての各部署での目標設定が必要かと思えます。それで、その中には滞納の予防計画であるとか、滞納の回収計画であるとか、滞納の現在運用している方法を改善していくであるとか、そういった内容が必要かなあというふうに思っております。

最後になりますが、ちなみに収納対策室が4月から今まで各部署から委託を受けて財産調査であるとか裁判所への交付要求であるとか、そういったものをしておるのが法人が3社、個人では2名、そういった財産調査であるとか差し押さえであるとか、そういうことは現在現実に行っております。以上です。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 福社会館のことなんですけど、福社会館の施設自体は総務課が管理しております。ただその中で、配食サービスをするということで社会福祉協議会が配食サービスをする時点で、夏は暑いだろうということでクーラーを設置しております。配食サービス、0157の問題がいろいろ出てきましたので、その段階で食器の消毒保管庫等を共同募金で購入しております。これらの備品については、社会福祉協議会の備品でございます。ですから、私方と社会福祉協議会と十分協議しながら、どのような対策をしていったらいいのか検討していきたいと思えます。よろしく願います。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 以上で質問を終わりたいと思えます。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは.....。

議長（中村勝利君） ちょっと待ってください。資料を配付いたします。

4番（森 崇君） 私からは4点について質問を申し上げます。

最初に、災害に強いまちづくりについてでございます。

新町を本当に災害に強い町にするためには、過去の災害の経験を生かさなくてはならないと考えております。49、51災害でとうとい命が奪われましたが、49災害の7月6日9時から7月7日の9時、24時間の雨の降り方は語り継いで町がまちづくりに生かす必要があると考えております。当時、同じ24時間で内海町太陽の丘365ミリ、寒霞渓道路公団352ミリ、福田338ミリ、岩谷321ミリ、内海ダム296ミリでありました。池田は145ミリ、土庄は28ミリ、高松は実に24時間で6ミリしか降っておりません。内海では、人の命が奪われて

いるときに、土庄では日が照っており、島バスの運行についても安田では胸まで水が来て机の上で電話をかけていると電話したところ、うそをつけ、土庄は日が照っているとされた経験もございます。福田でも運転手は、とてもバスは走れないと、土庄営業所に電話しても聞いてもらえず、大部まで来いと言われて命からがら走行し、消防団も出て石ものけてくれたようです。帰ったら我が家が2メートルもの土石流に押し流されて、家族を守るのがやっとで、子供は抱え上げて投げて取り次いだという経験をしております。私の住む木庄でもこの49災害、すぐ近くで人が亡くなりましたけど、私の家は床下の水でございました、30メートルぐらいの近くなんですけど。

小豆島のような山あり谷あり海岸ありの地形の防災対策は、自治消防組織の確立なくして人名も財産も守れないと考えます。谷ごと、川の西東ごと、地域ごとの自治消防組織の助け合いこそ主であり、これを本気でやればお金はそんなにかからないと考えます。町は9億円もする防災行政無線を早々と合併協議会で決め、今もその方針のままですが、これは主でなく従であります。よく考えていただきたい。大災害が起こるような事態に至っているとき、無線で人を動かせるでしょうか。自然は地域によって全く違うのです。近所の人が一軒一軒の家を訪ねて説明や避難指示を出さなければ、実際行動に移せず、安全も守れないと考えます。逆に考えれば、室内機は外へ出れば聞こえないのです。人でなく機械に頼って何ができるというのでしょうか。町は国の言いなりにすぎると考えます。国が進めている防災無線だからさっさと決まったとしか私は考えられません。小豆島ほどの経験をしている町が、防災無線に頼っているようでは49、51災害の教訓に学んでいないと言わざるを得ません。町の行政を知らずことについてはいろんな問題がございますけど、町は災害で被害が出たとき、無線で避難を呼びかけていたのに聞かない人が悪いんだということになりはしないか。とにかく人が人を助けると思います。町執行部はすべての各小部落ごとに自治消防組織強化の必要性を説明すべきであります。

もっと大切なことがあります。後で、あす説明される前期基本計画素案の29ページにある全国瞬時防災システムJ - A L E R T導入、これほど国民を愚弄した提案はございません。先ほども言いましたように、災害は谷ごと、川ごとに数メートル離れるや違います。孤立してしまうという事実からしても、防災には近所の助け合い、共助しかありません。小豆島町でも1カ所から、例えば池田からの指示は現実に大変難しいと考えます。これは、瞬時防災システムは有事関連法案の国による戦争政策を自然災害にかこつけて導入するものでしかないとは私は受けとめています。町長、ここは特によく考えていただきたい。本当に小豆島町を安全にするならば、助け合いが原則だというふうに考えます。

2 番目の小豆島の路線バスについてでございます。

ことし2月25日の四国新聞に三豊市が1億1,500万円をかけてコミュニティーバス、11路線を復活することが載っていました。これは琴参バスが三豊市の路線全線がほぼ全廃していたということでありまして、必要になったものです。全盛時代の琴参バスの路線図を見ていただきたいと思います。これが真っ白になりまして空白になっていたために、行政がそのツケを払っているのです。もう一枚は島バスの路線図です。昔の二生線以外はまだ全線残っています。これは全国的にもまれなことだと私は受けとめています。会社再建当初の島バスは150人いた運転手が、今現在30人と聞きます。そのうち12名が団塊の世代であり、来年退職を迎えます。退職金は5年払いなので、年金をもらいながら会社に協力はしますが、小豆島の路線バスの近い将来が危惧されます。全国的にも大型二種免許を取る青年が少ない実態もあります、大変休みもとれないということで。こうしたことからでしょうか。この5月22日には公共交通法が成立しました。全国的に同じ状況が起きているのです。個人企業任せでは全滅してしまうことは火を見るより明らかです。

一昨日、きのう、一昨日の瀬戸内テレビ、「ガイアの夜明け」でも全国の路線バスの廃止問題が放映されておりました。岡山県の中国バス、鹿児島、岩手、岡山では449のバス停を一挙に撤去してしまったということがテレビで放映されて、大変な状態になっています。とにかくこのままではそのまま行政にツケが回ってくると思われますので、人間で言えば島バスにインシュリン程度の支援を先にすることが有効ではないか。基本構想の施策の大綱案の39ページにも公共交通の充実とあります。公共交通の充実に全力を挙げていただきたいことを申し上げます。

3 目、警察の交通取り締まりと呼びかけについて。

香川県はいつも事故率ワーストワンですが、本当に交通事故をゼロにする、交通違反をゼロにするためには、取り締まり重点の今のやり方でなく、警察官みずからが道路のポイントに立って交通安全を毎朝呼びかけることが先決だと私は考えます。昔はお巡りさんと呼ばれていましたが、今は物陰に隠れて取り締まりをしております。事故を起こした人や交通違反をした人だけが問題にされていますが、これは交通安全の本旨ではないと私は考えます。呼びかけを強化するしかないのではないのでしょうか。

4 目、海上交通の安定確保についてでございます。島国にとって海上交通が動脈で、陸上交通が静脈と考えます。オリーブ100周年の2年後には阪神航路100周年を迎えます。昨年の今ごろは阪神航路はとまっていました。町はこの間、抜本的な対策についてどんな動きをしてきたのか。昨年私たちが出した要望で島と本土との地域間格差問題、2 番目に

航路を守る法律がないこと、バスは路線バス維持法があります。離島航路法というのはごく1日に3便か5便までですから、小豆島は100便ぐらい走ってますから、航路を守る法律はございません。3つ目に規制緩和で参入も、自由なかわりに撤廃廃止も自由で航路廃止がまた起こるといふ問題、4番目に道路特定財源を海の道に使っていただきたいという提案の主張などを合併前の坂下町長に要望し、小豆島振興協議会の岡田土庄町長にも要望書を提出してきました。島振協ではどんな方向でこの大切な問題を議論してきたのかお伺いいたします。

また、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会というのがあるとお聞きしましたが、どんな組織なのか、何かの取っかかりにならないのかお伺いいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

4番議員さんのご指摘のとおり、異常気象による高潮や今世紀前半には発生すると言われておる南海・東南海地震など、阪神大震災以上の大規模災害が危惧される中で、大災害の被害を少しでも軽減するためには、みずからの身はみずからが守る自助と、自助を前提に地域の安全を地域住民がお互いに助け合って守る共助は、防災対策として極めて重要であります。その自助、共助のかなめとなる自主防災組織づくりは、最も重要な課題であると認識いたしております。

町といたしましては、まず財政的な対応といたしましては、合併後の自治会助成金におきまして、自主防災組織育成助成金として年間400万円を上乗せし、自主防災組織の結成や組織の充実を図っております。自主防災組織には災害時には高齢者やひとり暮らしなどの要援護者の避難誘導體制の確立をお願いいたしておりますほか、コミュニティー助成事業や県の補助事業による資機材の整備や香川県防災指導官をお招きして講演会も手がけていただいております。町といたしましては、県主催の自主防災組織リーダー研修への派遣、また自治連合会での県外先進地への視察研修など、自主防災組織のリーダーの育成に努めているところでございます。

4番議員さんのお住まいの木庄地区が自主的に全世帯参加の避難訓練を実施したように、地域でみずから考え、みずから実践していく自主防災組織づくりが本来の目指すべきところと考えておりますので、本年7月8日に実施予定の防災訓練は、坂手自治会、坂手自治消防団、坂手消防団にお願いし、地域で計画し地域が主体となって行っていただくこととしております。また、今後は各自治会でも消防団等とも連携して積極的に避難訓練などを実施していただけるよう、お願いする所存でございます。

防災行政無線の整備につきましては、一つの町に一つの周波数という大原則がございますので、総合通信局より旧池田町、内海町の周波数を統一し、デジタル化により再整備するよう指導があったことが整備の一因であります。そして、いち早く住民に防災情報を周知する手段として、公助の大きな柱でございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、移動系は消防団と自治会に配備しまして、災害時の情報伝達に重きを置き、固定系は警報、また避難情報はもとより日常の行政情報の伝達にも利用してまいります。なお、整備にかかわる経費は、基本計画段階では約9億円となっておりますが、今後実施設計を行う上で減額できるものは極力減額していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

いずれにいたしましても、自助、共助、公助の理念のもとで、町民、地域、町が一体となって協働して防災対策を行うことでありまして、災害の被害を最小限に食い止め、安心、安全のまちづくりが実現できるものと考えておりますので、今後ともより一層自主防災組織の結成と充実を推進してまいります。

2点目の小豆島の路線バスについてでございますが、小豆島の路線バスの維持につきましては人口の減少、少子・高齢化、マイカーの普及などの厳しい社会情勢の中で、現在のところバス事業者の経営努力により坂手南回り福田線、北回り福田線ともに国庫補助対象路線として運行が継続されているところでございます。一方で、来るオリーブ100年祭を目の前に控え、公共交通の利便性の向上が重要視されていることから、町ではこうした状況を踏まえ、平成19年度において国土交通省の公共交通活性化総合プログラムの採択を受けることになりました。この事業は、四国運輸局及び支局が主体となりまして、旅客線との乗り継ぎ改善を初めとする総合的なバス利用促進策及びオリーブ100年祭に合わせた増便などの検討、並びに地域の観光資源などを利用した需要拡大策の検討などについて、地元自治体、バス事業者、観光関係者、関係経済界とともに検討を進めるものであります。

町といたしましても、高齢化の進展や環境問題が深刻化する中で、過度に車に依存しない地域づくりは急務と考えており、今後あらゆる機会をとらえ、公共交通の利用促進に向けた各事業者の取り組みに呼応した積極的なPRを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目のご質問ですが、警察の交通取り締まりなどに対しまして、私が議会の場で申し述べる立場ではないかと考えております。しかしながら、香川県の昨年の交通事故の状況はご承知のとおりであり、小豆島町といたしましても交通安全への取り組みは万全を期すべきであると考えております。

警察では毎月5日、20日の安全日に街頭監視活動を続けており、町としても交通指導員の4名に加え、草壁本町交差点では民間ボランティアの方も街頭立哨をして交通指導を行って来ております。交通事故を減少するためには、交通安全施設の充実、交通安全教育、交通取り締まりの3つの連携が必要不可欠であります。ご指摘のように、教育は大切な取り組みのうちの一つでございます。学校教育の時期には交通安全教育の機会があるので、交通ルールを守るという意識はあるのですが、教育の場がだんだん少なくなるごとに交通安全の意識が薄れているように思います。そこで、町といたしましては、交通安全サポーター（小豆島町4名）とも相談をして、地元のいろいろな会合に警察官ともども出席させていただいて、交通安全教育の推進をお願いしているところですが、西村、安田地区において実施したところ、警察に対する不満が噴出して本来の交通安全教室としての内容に欠けるものでありました。今後は、交通安全教室のあり方を再度検討いたしまして、実施していきたいと考えております。

また、現在多発する交通事故の絶滅を図るために、警察とともに黄信号では必ずとまる、「さぬき止まろう」運動を展開中でありますので、交通事故抑止へのご協力をお願いいたします。

4点目の海上交通の安定確保についてでございますが、阪神航路につきましては昭和62年に関西汽船と加藤汽船の共同運航によりまして、ジェットfoilが2隻就航し、大阪、神戸、高松間を所要時間2時間前後という華々しい形で運航が開始されましたが、瀬戸大橋線の開通後は所要時間は変わらず、30分に1本程度の乗車チャンスのあるJRの利用が主力となりまして、減隻、また減便され、小豆島寄航という形になりました。

このような阪神航路は年々小豆島への生活航路としての意味合いが強くなり、平成10年の明石海峡大橋の架橋により高速バスの新規参入、3グループ52便にも押されることとなりまして、平成12年には撤退を余儀なくされました。その後継として五島産業汽船がびっくあーすを2隻体制でユニバーサルスタジオジャパンへ寄港する航路を運航いたしました。スピードダウンと欠航率の増加に伴って利用客も減少し、やはり減船、減便を余儀なくされたのでございます。昨年の4月には事実上の廃止となり、現在はセラヴィ観光汽船により坂手、神戸間の高速艇が運航を継続しているところであります。

以上のように、本来陸上、海上を問わず民間が業として運営する公共交通につきましては、需要と供給のバランスの上に成り立っているものでありますので、町といたしましては、現状の阪神航路を含む各航路の運航を注視して、よく見詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、安定した航路の確保という観点から、道路特定財源を海の道にというご指摘につきましては、昨年の12月議会の一般質問に対する答弁のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

先ほど陸上交通に関しましても、海上交通問題につきましても本町にとっては非常に大切な問題であります。根本的に解決できる方策がなかなか見つからない状況であります。森議員さんも所属されておる議会の交通問題特別委員会で研究協議され、委員としてのご提言がいただけるものと大いに期待をしておるわけでございます。

瀬戸内海・海の路ネットワーク推進協議会については、担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 4番議員さんのご質問にお答えいたします。

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の組織についてでございますが、この協議会は古来より海上交通の場として栄え、独自の社会、経済文化圏を形成してきました瀬戸内海地域の歴史の重みと自然の恵みを生かして、瀬戸内海の各地域が一体となって海を生かした地域づくりを考え実践することにより、瀬戸内海地域全体のさらなる振興と発展を図ることを目的として、平成3年5月に設立された協議会でございます。

組織としましては、現在瀬戸内海沿岸の107の市町村と11府県の会員と、協議会活動をサポートする国土交通省地方機関があらゆる堺を超えまして一堂に集まり、さまざまな交流、連携活動を行っております。

なお、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の主な活動内容としましては、1つ目としまして魅力検討活動、2つ目としまして環境事業活動、3つ目としまして情報発信活動の3つの部門であります。このうち、小豆島町内では環境事業活動といたしまして、その中のリフレッシュ瀬戸内活動を実践しております。田浦の汐江海岸であるとか、坂手の瀬戸海岸で行っておりますような海岸清掃活動など、町内の13の団体による海岸清掃のボランティア活動を行っております。そのとき、そういった作業のとき、協議会等からは作業に使います手袋であるとか、火ばさみ、ごみを拾うはさみ、それとかごみ袋、こういったものが支給されております。以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 本当に災害の強いまちづくり大変な災害に遭ったわけですから、頑張って今も言ってきたように、努力せなんだら、よそからもそんなに体制ができたんかというぐらいの、見学に来るぐらいの体制をお願いしたいと思います。ただ、多少のお金を使って、自治会に呼びかけて前進しとるんですけど、なかなか意味が伝わらないと思いま

す。日常の役員会とかいうのきっちり開かれてないと自治消防も動かないし、そういった意味で町執行部が各小部落にはぜひ出向いていただきたいというように思います。私も20年近く前に坂手がつぶれているということで、坂手に学んで自分とこの木庄地区でもいろいろ今やっているところです。車社会になってますから、近所にだれがおるんかわからんようになるんです。四、五年あると中学校、高校の人がもういなくなってますから、あの家に何がいるかというのがわからんです。だから、何年に一遍かはきちんとしたことが必要じゃないかというふうに思っております。

それから、車の問題ですけど、5月23日のこれ山陽新聞なんですけど、正式には地域公共交通活性化再生法なんですけど、こんなに載ってます。日本の公共交通は公的な関与が強い欧州などとは異なり、独立採算を原則におおむね交通事業者任せだったが、地域全体で支える仕組みに変えるのがねらいだというように書いてあります。いろいろ個人企業を守るという意味では決してなくて、最後に困るのは地域住民ですから、いろいろ努力していきたい。私も公共交通問題特別委員会の一員ですから、頑張っていきたいと思います。ただ、小豆島の高齢化率というのは物すごく高いもんで、神浦が47%、吉野が43、蒲野が44ということで、当浜が42、大変な高齢化です。その地域でバスがなくなると大変かなあと思ってますんで、ともに頑張っていきたいというふうに思います。

海上交通ですけど、今、池上課長の方から報告がありましたけれど、何か取っかかり、路という同じ字を使ってますんで、いろいろ努力をしていただきたいというふうに思っております。

小部落に出かける気があるかないかだけ答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまのところ、はっきり申し上げて小部落まで出ていくつもりにはしておりませんが、17日にも北地が県の防災官を招いてイマージュセンターで講演会やりました、防災の研修会、これにも各自治会から全部呼びかけをいたしまして集まっていただきました。また西村でもやるようですし、個々にそういった、現在のところ自治会長さん単位で非常に頑張っていていただいておりますので、要請があればもちろん参りますが、今のところ自治会単位で頑張っていていただいておりますのでございます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は45分。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 小豆島町になりまして、町ができて1年3カ月余り、それから我々小豆島町の議員として選ばれて1年2カ月足らずであります。私はこの内海中学校建設事業について、いろいろうわさがありますということにつきまして質問させていただきます。

6月4日、検討委員会を開催し、屋内運動場、体育館について協議されたと聞いております。平成18年7月25日、議員懇談会で事業の説明を受けた中に、平成18年3月17日第6回検討委員会で体育館の平面計画について了承するとありました。現在計画している面積1,494平方メートルのうち、文部科学省が出している基準面積1,138平方メートルが補助対象面積となり、356平方メートル部分は町単独工事になると説明を受けました。面積を広げるために約6,400万円、文化ホールとして使用できるようにすると約1億2,900万円必要と聞きます。また、文化ホールのようになりますと冷暖房の必要もあり、費用もかなり要ると思われ。なぜ今になってどこからの提案で計画を変更しようとしているのですか。学校教育の場であり、社会教育の目的ではない、年に何回利用するのですか。また、利用できるのですか。むだ、ぜいたくな計画と思われ。町長、教育長の考えを伺います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めに申し上げておきますが、内海中学校建設検討委員会は内海中学校の建設に関し、必要な事項を審議するために設置したものでございまして、その検討結果を尊重すべきものと思っております。

現在の基本設計は、検討委員会で協議を重ねた結果、平成18年3月17日に開催いたしました第6回の検討委員会で最終的な了承を得た上で、検討結果を反映して作成したものであります。

現在、文化ホールの利用及び社会体育の面から、それぞれステージとアリーナ面積を大きくできないかというご意見がございまして、先日開催いたしました検討委員会で検討を行いましたが、結論は次回ということになっております。いずれのご意見に対しましても、共感できる部分がございますが、必要性は理解できますが、財政的負担を伴うこと、また現在の面積が文部科学省の基準を超える計画であることなども考慮しまして、また過去の検討委員会の検討結果を踏まえた上での協議が必要であろうと存じます。次回の検討委員会におきましては、十分に検討いただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思

ます。

次、教育長から答弁いたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

内海中学校体育館につきましては、内海中学校検討委員会において検討した結果、文部科学省の基準面積はご承知のとおり1,138平米でございますが、学校体育、社会体育及び災害時の避難場所であること等を考慮し、既存体育館と同程度の面積約1,500平米とする計画で、全体の配置計画を決定しております。

また、内海町議会議員懇談会におきましても、校舎と屋内運動場等との建設位置や規模についてご報告を申し上げており、最終的には平成18年3月17日に開催した第6回の検討委員会で、屋内運動場の平面計画と立面計画の検討を行い、了承を得まして、体育館面積を1,494平米とした基本設計が完了しております。

平成18年7月21日に開催いたしました第7回の検討委員会におきましては、検討委員の半数以上が変更となりましたので、これまでの検討の経緯と結果の報告をするとともに、校舎実施設計の内容についてのご検討をいただいております。

また、ご質問でございますように、平成18年7月25日に開催いたしました議員懇談会におきまして、内海中学校建設事業についてご説明申し上げた中で、体育館につきましては面積を1,494平米とした基本設計が完了している旨のご報告をいたしております。

その後、校舎建設工事の一般競争入札を執行した結果、全体契約額で約10億2,500万円となり、当初より減額できましたこと、また全体工事費から国庫交付金等を減じた金額に対して合併特例債の適用が可能となりましたことから、当初の事業計画からは財源的に非常に有利な状況になっております。

このような財政面の状況や学校施設ではありますが、文化的、また社会体育の面を考慮して、体育館面積について再検討できないかというご提案が複数の議員の方からございました。教育委員会といたしましては、検討委員会で検討した経緯と結果を踏まえまして、現在の基本設計を尊重するという考えでございますが、体育館の実施設計は平成19年度に発注いたしますことから、基幹的に検討をする余裕がございますので、平成19年6月4日に開催した第8回検討委員会において検討案を提示したところでございます。

この検討案につきましては、A案が演劇等を開催できるようにステージの奥行きを5メートル大きくする案、B案がスポーツ面を考慮して安全に協議ができるように、障害限度を確保するためにアリーナ部分の奥行きを8.1メートル大きくする案、さらにC案として

A案とB案を合わせたものであり、13.1メートル大きくする案を提案しております。

体育館基本設計の概算工事費は3億5,000万円であり、備品購入費2,500万円を合わせますと約3億7,500万円となっておりますが、ご質問にございますように文化的な面を考慮するA案の場合で空調設備を含めて約1億2,900万円、社会体育面を考慮するB案では6,350万円の工事費増額になると存じております。

体育館を大きくするかどうかの結論は出ていませんが、教育委員会といたしましては検討委員会で十分に協議した結果を尊重すべきであると考えており、面積を大きくすることは財政的負担を伴うこと、また現在の面積が文部科学省の基準を超える計画であることから判断いたしますと、検討の基本は現在の基本設計であるかと存じておりますが、次回の検討委員会において慎重にご検討いただく必要がございます。

なお、面積を大きくするという事になった場合には、議会へご報告をする場を設けてさせていただき、検討の内容をご説明する必要があるかと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） どっちからいこうかな。そしたら、財政的なことは言葉として出てきておるんですが、本当の危機感というのが感じられないというような感じがします。といいますのが、入札が予定していたよりは安くついたということで、余ったお金ができたという、私はそういう考えは少しおかしいなという感じがします。予算はあくまでも予算でありまして、これは現金があるわけではないわけですから、これは皆さんご存じだと思うんですが、こういうなことに关しまして、財政担当の方から少しこれについての私が間違っておるかということをご確認したいんですが。それと総務課長、この点につきましているいろいろの事業もありますから、この体育館の費用が予定していたより安くついたから広げてもいいというような、最終的にはこの検討委員会に任せるという両方の答弁ですが、そこら私が質問しとるのは何かお茶を濁して、この教育長の答弁の場合ですと、昨年9月にある議員から広くしたらどうかというときに答弁したことと同じです。こういうなことでは本当の協議がされてないと、場合によっては、検討委員会の意見が例えばどうしても広くしたいということに行きかねないんかなということがありますので、いろいろ私思い過ぎしかもわかりませんが、そこらあたり今言いましたように、財政とそれから総務課長、先にお答えを願います、その考えですね。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 非常に難しいご質問でございますが、まず町長、教育長

が答弁いたしましたので、そのとおりであるということが大前提でお話を申し上げます。

まず、財政担当課長といたしましては、少しでもそういう目的に沿った施設ができ上がれば、残については残していただきたい。財政的な今の状況を考えますと、一円でも残していきたいというのが本音でございます。非常にほかにそういう財政需要が必要な箇所、多くあります。それから、今後の残された大きなプロジェクト事業、これを考えますと、少しでも残しておきたい、節約をしておきたいというのが本音でございます。以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 私は、前回の検討委員会に出席をしておりますので、その場であえて意見といたしますか、申し上げさせていただいておりますので、この場では何も申し上げません。町長が申しましたように、検討委員会において慎重にご検討いただけるものと信じております。以上です。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 検討委員会、検討委員会と言いますけども、私は町長のやはり本心が本当は聞きたいんです。でなかったら、やはり先ほど企画財政課長が申しましたように、今後いろんな教育面におきましても、小学校の耐震対策あるいはほかの事業がいっぱいあります。この数字的に出ておる6,400万円とか1億2,900万円、こういうなんで国の特例債による有利な面ができたというようなことを答弁ありましたけれども、私は一円でもそういう方に回して、やはり体育館はあくまでも体育館だと、こういうことは基本として考えてほしいと。ですから、今計画しておるのが池田中学校、池田小学校の建てかえした分は、文部科学省の基準面積、これでやっておるわけですから、内中の場合は今回ほかの面も考えてプラスアルファと、こういうことで356平米というのもふやしておるわけですから、まだこれ以上にふやして安全面とかなんとかいう言葉も出てましたけども、文部科学省は安全面も計算した上での面積であると私は思っております。ですから、そういうな議論する自体が変なことではないかなと。

それと、検討委員会を尊重すると言われましたけども、過去の検討委員会のメンバーでこの面積を、1,494平米という面積を設定しておるというように聞いておりますから、このメンバーに対しての説明はどうするのかと。それから、各自治会からいろいろ要望事項が出て、予算が絡んできますけども、それは財政的に厳しいからできないと、こういうことでいろいろ自治会に対して助成金なりをカットしておる中で、こういう私自身が思うにはぜいたくと言えるような設計といたしますか、予定、これはどうしても納得できないと、こういうことで町長、ここではっきり答えていただけますか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番議員のご意見、また意向、よくわかります。この全国で今国が金がなくて、合併合併いうて我々も去年合併したわけですが、行政改革をやるために合併をしたわけであります。それは、財政的に非常に厳しい中を何とか生き残って、我々の自治体を保っていく、また住民の幸せを何とか保っていこうと。地域が少子・高齢化し、財政的にも落ち込んでいって、大都会東京だけがよくなって、地方は皆落ち込んでいくと。そういう中で、我々のここに住んでおる人たちに、ここに住んでよかった、ここで生まれてよかったというふるさと、我がふるさとを誇りにするようなふるさとにするためには、今しのぐときにはしのがないかと、こういうことでありまして、私は基本的には身の丈に合うた財政で進むべきだと、こう思っております。したがって、この検討委員会の皆さんの教育委員会でご意見をちょうだいして、それを十分検討して、そして結論を出さなければならないと、こう思いますが、こんなときにやらなんだからもうやるときないぞというのも一方で言われるのも無理ないのかなと、苦しいけれども今やっとなんたら、もう後やれんぞと、こういうなことでハムレットの気持ちもありますけれども、基本的な姿勢としては行政改革、財政を健全な財政でやっっていこうというのが基本姿勢で私は臨みたいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 新しい小豆島町が誕生して1年3カ月、町長は旧池田町、旧内海町の融和ということをいつも言われております。しかし、町行政の諸問題が起こるたびに旧内海町、旧池田町の人々の心が対立の方向に向かっとるんじゃないかと、先ほども質問がありましたが、というふうに勘ぐるところでございます。町財政が、今町長が言われたように厳しいということは、もうこれだけ言うたら住民みんな知っとります。十分認識しておると思います。しかし、攻撃は最大の防御という、こういうことわざもございませう。日本のすばらしいことわざですが、やっぱりやるべきときにはやると、そういう気持ちを持っている住民もやっぱりおるわけです。小豆島町は小さな町ですけれども、住民は都会の人たちに比べて非常にすばらしい能力を持ってると、パワーを秘めてるということは確信できます。町長にはぜひ行政のトップとして、この潜在能力をリーダーシップを発揮して一つにまとめていただきたいと。行政がやるべきことと住民が自分で汗をかいてやるべきこと、明確に区別する必要があると思っております。

本題に入ります。質問に入ります。

地域の住民の生活環境整備のために、住民みずからが工事をする原材料支給という制度がありますが、住民は大変喜んでおります。小豆島町になり、この原材料支給には多数の要望がなされていると聞いております。昨年で言いますと、里道38カ所、ただし実際に行った行われたのは23カ所、溝工事ですが28カ所の要望で実際に行われたのは21カ所、原材料の支給の予算額は202万4,000円と聞いております。地域の住民は自分たちの生活環境の整備のために体を動かすこと、汗を出すことを決していとうてはおりません。住民みずからが知恵と汗を出しながら、自分たちの集落をすばらしいものにしていくと、これは町長が言っておる少々のお金で融和の方向に向くすばらしいことだと思います。ぜひ、住民自治の精神の育成のためにも生活環境整備のためにも、住民のニーズに応じた原材料支給の予算増額を得策であると考えますが、町長の意向をお聞きしたい。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は生活環境の整備と住民自治の精神の育成のためにも、住民みずから施行する里道舗装や、また水路修繕など、簡易な工事に対する生コンクリートなどの原材料支給予算を増額すべきでないかということでございますが、もっともなご意見かと思っております。町が規定の積算方法により、請負工事として積算、発注した場合の必要経費と比較して、工事は地域住民の皆さんの勤労奉仕で行いまして、生コンクリートのみを支給する原材料支給制度で実施すれば、でき上がりのよしあしはあろうかとも思いますが、町の経費は3分の1程度の額で済むこととなります。

このような理由と、小豆島町発足初年度の前年度は、材料支給の自治会要望が予想以上に多かったことから、今年度は極めて厳しい財政状況の中ではありますが、前年度対比25%増額を配分したところでございます。現在、今年度の自治会要望の取りまとめの中でございますが、合併以前から旧池田町、旧内海町とも原材料支給制度を実施していることもあり、今年度は支給希望のない自治会（33自治会のうち8自治会）も多いようですが、全自治会からの要望の取りまとめ結果を見た上で、来年度以降は財源の許す範囲で予算編成に反映させまして、計画的な整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 25%増とお聞きしましたが、これ自立の村づくりというので、長野県の下條村というところの村長さんの話なんです、ここは人口が三千四、五百やったのが、自立の方向で努力、行政サイドも住民サイドも努力した結果、人口が4,000を超え

ておるといふ村でございます。小さな村ですけども、ここの村長がこういうことを言っております。ここでは、この町では建設資材支給事業というて言よるんです。うちの今の事業と同じです。ここでこの村長は2つの利点があると言っております。ここはちなみに4,000の人口で2,600万円この事業にお金かけております。この村長が言うのは、こういう2つの利点がある。1つは経費の問題、町長3分の1と言いましたが、実際に換算してみたら大体5分の1から6分の1ぐらいの比でできると。と言いますと、200万円つぎ始めば1,000万円の事業ができるということです。費用の節約が1つ。2つ目です。これが大事やと思います。この村長はこう言っております。何よりうれしいことは、村民の皆さんの意識が変わってきたということです。村民の皆さんが知恵を出して、自分でもこういうことができるんだと自信に満ちてきたと。そして、やった後でそれぞれ話題を出しながら、次はこういうことを村のためにやろうと、そういうすばらしい結果が出ているという、この村長は言っております。ぜひ今25%増と言われましたけれども、ぜひ住民からの要望があれば、今先ほども財政課長が言よりましたが、財政が困難なことはようわかっておりますが、この下條村の村長が言うように、2つ目の住民の自信、意識の向上のためにもぜひ要望にこたえていただきたいと思いますが、どうでしょうか。全要望にこたえていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 住民が一緒になって自分たちの地域を、この防災でも一緒ですが、守ってよくしようということに対して、我々はできる限りの配慮をしていきたいと、かように思っております。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） できる限りというて、いつもこう言われるんですが、できる限り努力していただくことを期待して終わります。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は町民の暮らし、福祉を守る立場で次の3点について質問をさせていただきます。

最初に、乳幼児医療費無料制度の年齢引き上げについてです。子供の医療費の負担軽減は安心して子供を産み育てるための切実な施策です。昨年乳幼児医療費無料制度の窓口での無料化が実現できたことは、子供を持つ保護者の方たちに安心して子供たちを病院に連れていけると大変喜ばれております。しかし、現在6歳未満までとなっていることから、

年齢を引き上げてほしいという強い要望もあります。昨年、多くの署名もお届けしたところであります。全国では岐阜県笠松町では小学4年生まで無料になっており、入院については中学生まで無料です。県下でも多度津町では7歳未満、まんのう町は中学生まで引き上げられております。本町でも少子化対策、子育て支援策として乳幼児医療費無料制度の年齢引き上げを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。すぐにできることとして医療費の町負担減分を活用することも含めて、小学校就学までの無料化の引き上げを実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、多重債務対策についてお尋ねをいたします。

この問題については、昨年12月、ことし3月にも質問をいたしました。3月議会の答弁では4月から新たに設置する収納対策室において、多重債務対策の検討を行うとのことであります。その後、3月24日に高松で開催された行政の多重債務対策の充実を求める全国会議主催の多重債務と行政の役割を考える集いに、本町職員の方も多数参加していただきました。収納対策室設置から2カ月半が過ぎましたが、その後の検討と具体化の状況はどうなっているのでしょうか。

政府は昨年12月に多重債務者対策本部を設置して、多重債務者の救済を一層進めるための対策づくりを始め、4月20日に公表した多重債務問題改善プログラムでも自治体の積極的な取り組みを求めています。政府の対策本部がまとめたプログラムでは、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備、強化を第一に上げています。しっかりとした多重債務の相談窓口をつくるのが自治体には求められているのです。政府のプログラムは、自治体について住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし、問題解決に機能発揮が期待できると指摘しています。地方税や国民健康保険税、公共住宅家賃、水道料金などの滞納者には多重債務者が多いのが実態です。だから、滞納者に対して督促をする担当者らは、相手が多重債務者であることを把握できることが多いのです。滞納の督促をする担当者らがソフトに聞き出して、多重債務者であることを打ち明けてもらったら相談窓口や弁護士会、司法書士、被害者の会などの相談機関を紹介します。こういった対応がスムーズにできるよう、多重債務の相談窓口の部署、徴収関係の部署、福祉関係の部署で連携をとっていかなければなりません。奄美市や盛岡市、滋賀県野洲市など先進的取り組みをしている市では、こうした役所内ネットワークがフルに機能しております。多重債務者の多くは多重債務の解決法や相談先を知りません。このことは実に惜しいことです。解決法を知らないまま一人で悩んで自殺してしまう多重債務者が多いのが実態だということです。そんな現状を変えていくのに、町が貢献することができます。多重債務の解決法や相

談先の周知、広報を積極的に行うことです。新聞を購読する費用もない多重債務者にとって、無料で家に配布される町広報紙に載せることは効果的だと思います。例えば、愛知県岩倉市の広報いわくらの昨年7月15日号が典型的なものだそうですので、それらも参考に小豆島町広報にも多重債務問題の特集を掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

金融庁では、相談マニュアル案を作成中です。そういったものや、さきに述べた先進地にも学んで、ぜひ相談窓口を設けていただくことを早急に行っていただきたいと思います。その際、相談窓口は差し押さえなどを行う収納対策室ではなく、それ以外の部署で窓口を設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、水道料金の町民負担軽減をということについてお尋ねをいたします。

水は人が生きていく上でなくてはならないものです。しかも公共料金であり、暮らしや営業など町民の生活に多大な影響を与えます。上水道事業は、地方公営企業法でその経費は料金で賄うという独立採算原則が義務づけられていますが、それはそれが正しいのかどうかという問題があります。

かつて、神戸市の水道事業の審議会がまとめた市長あての答弁は、少なくとも基本水量については料金を取れる根拠はなくなったと主張しました。その理由は、昔のように大多数の住民が井戸などに生活用水を依存していた時代なら、上水道は一部の住民だけに限定されたサービスであったから、税とは別の料金を徴収する根拠があった。しかし、国民皆水道になった今日では、別に料金を徴収できる根拠はないというものでした。この考え方に立って、審議会が示した望ましい料金体系は、基準水量までは無料、それ以上の使用分は累進制でという内容です。少なくとも、本来低負担で水を得ることができるようにすることが公営企業の役割です。しかし、小豆島町の水道料金は県下で一番高くなっています。全国でもトップクラスではないでしょうか。不況と相次ぐ増税、負担増で町民の暮らしが大変厳しくなる中、こうした町民の暮らしを守る立場で水道料金について見直すべきではないでしょうか。公共料金としての水道料金の町民負担軽減をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

地方公営企業法第21条で、地方公営企業料金の原則として公正妥当なものでなければならない、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと定めております。適正な原価という点では、原価に占める割合の大きい人件費、特に宿日直手当が高いという問題、広域事務組合負担金の中にダム管理費や地元対策費などが含まれている問題、また本来一般会計で

賄うべき簡易水道分の人件費が含まれている問題、そして原価に対して利益率が高過ぎるという問題があります。これらを見直すことで、水道料金の引き下げをすべきではありませんか。また、島内の水道事業を一本化することで、効率的な水の利用と能率的な水道事業運営ができ、町民負担軽減につながると考えますが、この検討はできないでしょうか。

それから、高知市では地震が起きたときに地域の飲料水を確保できる耐震性非常用水槽の設置を行っております。この貯水槽は、水道管に直結して常に水がたまった状態のまま新しい水が循環する仕組みです。1次避難所として利用する公園やグラウンドなどに埋設をしています。直径2.6メートル、長さ12メートルの円柱を横にした形で、重さは約30トン、約60トンの水をためることができ、1人が1日3リットル使ったとすると6,000人の3日分を賄え、震度7の揺れでも破損しない設計になっているそうです。この耐震性非常用水槽の設置で、災害時の飲料水として賄うことはもちろん、湯水時の水の確保のためにも活用できるのではないのでしょうか。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の乳幼児医療費無料制度の年齢引き上げについてであります。現在本町におきましては6歳未満の乳幼児に対し、県の補助事業、また町の単独事業として乳幼児医療費無料化にかかわる医療費支給事業を実施しているところであり、加えて昨年11月からは少子化対策の一環として、乳幼児医療費の窓口無料化事業も実施しているところでございます。

また、5月10日に開催されました教育民生常任委員会でもご説明申し上げましたが、平成20年4月から乳幼児医療費の自己負担の軽減枠が、現行の3歳未満から義務教育就学前まで拡大されることによる町負担の減額見込みにつきましては、年間で約160万円程度となる見込みであります。しかしながら、支給年齢の引き上げを行う場合には、そのすべてが町負担となること、また支給年齢を小学校就学まで満6歳になった後の最初の3月31日まで引き上げる場合に必要な町の負担額につきましては、その年々の乳幼児の誕生月及び月ごとの出生者数に大きく左右されることとなります。各年度におきまして、相当程度の増減が予想されることから、事業の実施につきましては平成20年4月の制度改正以降の乳幼児医療費の動向なども見ながら、今後いろいろな少子化対策事業を実施していく上で、小学校就学までの医療費無料化も検討課題であると考えておるところでございます。

それから、2点目の多重債務対策についてであります。政府の多重債務者対策本部が決定した多重債務問題改善プログラムは、多重債務問題の解決に向けて直ちに取り組むべ

き具体的な施策を示したものであり、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくこととされております。プログラムは、市町村については住民から最も身近で住民と接触機会も多く、多重債務者の掘り起こしについて期待できるとした上で、いろいろな担当部署で多重債務者を発見した場合は相談窓口連絡するなど、自治体内において連携を進めるよう要請をしています。また、市町村内の相談窓口における対応の充実も要請されており、事情を聴取し、考えられる解決方法の選択肢を検討、助言し、必要に応じて専門機関に紹介、誘導するといったことが望ましいとされています。

なお、相談業務については、今のところすべての市町村に一律の対応を求めてはならず、多重債務問題に対して消費生活センター、または消費者問題の相談窓口を常設し、かつ多重債務問題を扱う消費者相談の専任者を置いて対応している市町村と、消費生活センターを設置している市、または地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市においては、事情の聴取や具体的な解決方法の検討、助言ができるよう、相談体制、内容の充実を要請するとし、これ以外の市町村においては多重債務者を発見した場合には、県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介、誘導を行うよう要請するとしております。

以上のことから、プログラムの要請するところ及び多重債務問題が深刻な社会問題化している現状を踏まえまして、現在のところ案ではありますが、金融庁の作成する多重債務相談マニュアルなどにより、各種相談窓口や司法書士、弁護士の紹介、誘導を行うところから相談業務を開始し、より主体的に相談業務が行えるよう努めていきたいと考えております。

ご指摘いただいております相談窓口についてであります。さきに5番議員さんにご答弁いたしましたとおり、収納対策室は債権に関し法的な研究を行う部署になります。住民の方が多重債務に関する相談に来られ、法知識がないままお話を伺っても対応が不十分になると思われます。そのようなことから、収納対策室を窓口にしようと考えております。また、町広報への掲載につきましては、その担当部署での知識の蓄積の後、早急に実施したいと考えております。

また、3点目の水道料金についてであります。水道事業は公共の福祉の増進を目的としておりますことから、低廉な水道水の供給は一つの使命であります。一方で、供給水質だけでなく、公営企業としてのサービス水準を長期に維持できる安定性を確保し、適切な建設改良事業の実施により、地域の需要に対応しなければなりません。

水道料金の水準決定は、供給にかかわる経費を賄うのみでなく、供給水量の安定を目的

とした水源開発事業を初め、水質向上のための計測機器の高度化、浄水方法の検討、老朽施設のリニューアルなど、今後の住民並びに地場産業の要請に応じられる事業資金の適切な確保が必要でありますので、今後大きな状況変化がない限り、現在の水道料金体系を維持していきたいと考えております。15番議員のご指摘のとおり、水は人が生きていく上でなくてはならないものであり、香川用水などの広域的なメリットを享受できない小豆島にありましては、独自の水源確保は至上の命題でありますので、内海ダム再開発事業の推進に一層取り組んでまいります。ご質問の詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 水道料金のご質問にお答えをいたします。

ご質問の地方公営企業法第21条第2項に規定される料金の決定基準のうち、いわゆる原価主義の原則でございますが、法令の趣旨は公営企業が独立採算を建前としている以上、少なくとも原価を賄うに足りる料金水準を維持しなければならないものとされております。ただし、非効率な経営によって生じる費用を原価の中に入れてしまうことは、公営企業の経営モラルとして許されないことであると認識をいたしております。

ご指摘の人員費における宿日直手当については、水道課での事務を内海浄水場において行っておりますので、水道課の宿日直業務は水道課庁舎の保全管理、外部との連絡業務及び浄水施設の運転管理、並びに機器等の監視業務を兼ねて行っております。

小豆島町職員の給与に関する条例第17条のうち、特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円を超えない範囲において支給するものとしており、当該当直業務において浄水施設の運転業務等において、一定の知識と習熟を要することから、1回の勤務につき6,700円を支給することといたしております。

次に、小豆広域事務組合が利水負担割合に応じたダム管理負担金及びダム建設時に小豆広域事務組合が行った条件事業に係る起債償還金は、殿川ダム及び粟地ダムにあつては負担金として、吉田ダムにあつては受水費単価に反映をされております。

まず、ダム管理負担金につきましては、ダム施設の維持管理に要する経費を利水容量分に応じて、水道事業で負担をするものであります。すなわち、水源の保全に係る経費でありますし、利水容量として確保した原水のすべてが水道水源として消費をされることから、水道事業の運営に必要な費用であり、給水原価に算入して差し支えないものと考えております。

一方、小豆広域事務組合が行った条件事業に係る起債償還金については、ダム建設に対

する地元合意と関連条件事業が不可分であること、ダム建設が直接原因となる条件事業についてのみ小豆広域事務組合が実施をいたしており、水源確保に係る直接的経費であることからの観点から負担しているものでございます。

次は、簡易水道で負担すべき人件費が上水道会計において支出をされているというご指摘でございますけれども、上水道事業と簡易水道事業は事業認可、会計ともに別の事業とされておりますが、日常的な維持管理においては一体的な管理を行っております。特定の職員が簡易水道のみを担当するのではなく、施設管理職員全員が状況に応じ対応する柔軟な体制といたしておりますので、厳密に簡易水道職員を特定し、簡易水道のみの人件費を抽出し、予算執行していくことは事実上困難でございます。全体の業務量から特定職員を置き、簡易水道事業の維持管理のみに従事させることは、むしろ合理的とは言えませんので、今後も現在の管理体制で業務を行ってまいります。

加えて、簡易水道事業は給水人口の低下から財務状況が悪化傾向にあり、料金収入の増加が見込めないのが現状で、歳出削減の工夫により事業の維持、継続を図っております。これら経理的な問題に加え、簡易水道における水源水質の低下もありますことから、今後は簡易水道事業を段階的に上水道事業に統合をしてまいります。

続いて、現行水道料金の収益率に関しては、先ほど町長の答弁にもございましたように、水道料金の水準決定では供給に係る経費を賄い、現状を維持するのみだけでなく、安定水源の確保、水質水準の向上、老朽施設更新など時々地域のニーズに応じた事業水準の向上を図るための適切な資金の確保も見込まなければなりません。水道事業におきましては、施設更新時の資金として主に企業債を充てるものとされておりますが、将来の利息の増大等を考えますと、過度に企業債に依存することは経営上好ましくなく、企業債の発行額抑制のために、これまで耐用年数の過ぎた施設を修繕などの措置により極力延命をし、内部留保資金の確保に努めてまいりました。

しかしながら、来年度から着手をする予定にいたしております内海浄水場の大規模改修事業や老朽化した中山浄水場の大規模改修など、来年度以降5年間で約13億円の施設更新経費を見込んでいるのに加え、簡易水道統合による上水道会計の減価償却費などの経常経費の増大が見込まれますことから、水道料金の水準の引き下げは困難であると考えております。むしろ、今後の費用の増加に対し、いかに現在の水道料金水準を維持するか、そのためにいかなる企業経営努力に取り組んでいかなければならないかが課題と考えております。

現在、これらの経営的課題のみならず、水道事業のあり方を含め、長期的なビジョンが

求められておりますので、小豆郡内での広域水道事業の設置も検討すべき課題の一つであると考えております。

最後に、耐震性非常用水槽につきましては、飲料水兼用耐震性貯水槽とも呼ばれ、大規模災害時の避難住民の飲料水を確保する貯水槽であり、また火災時には初期消火用としても活用できるものであります。しかしながら、約60トンの貯水槽でも1基当たりの設置費が4,000万円から5,000万円必要と聞いておりますので、水道施設全体の耐震化を進める中で優先順位も含めながら今後検討を進めさせていただきます。以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 最初、乳幼児医療費の無料制度の年齢引き上げについてですけども、ぜひ子育て支援に力を入れるということで、本当に今6歳までになっているのを小学校入学までということで、金額的にはどれくらいになるかわかりませんが、これはすぐにやろうと思えばできることだと思うんです。町長の姿勢を示して、町長のやるという決意をぜひ示していただきたいなと思います。

それから、多重債務対策です。先ほども少し言いましたけれども、鹿児島県奄美市などの先進事例で大事なことは、駆け込んできた多重債務者に対して、大丈夫、助かりますよと温かく語りかけることです。多重債務の状況を聞き取りながら、解決法の概略を説明することが必要でありまして、先ほど言われたような収納対策室というのは、やっぱり税金を取る側で、そこでそういう相談というのはちょっと違うのではないかと思います。ですから、ぜひ相談、そこではそういう多重債務者を見つけることはできると思うんですけれども、相談窓口というのは別のところでつないでいくという形をぜひ検討していただきたいと。

それと、それを行うためにはやはり職員の多重債務問題の研修が必要だと思います。弁護士や司法書士など多重債務問題に詳しい人を講師として招いて研修講座を開くとか、また先ほど言った広報の掲載もそうですし、解決法や相談先を解説した文章をチラシにして、そのチラシを窓口などに置く、部署に備えつけておくということも、これもすぐできることだと思いますので、ぜひできることから実施をしていただきたいと思います。

あと水道料金については、今の説明では本当に小豆島町がどうしてよそと比べて高いのかというところ辺が、ちょっと十分わからないんですけど、その辺説明をお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点目の乳幼児の医療費の問題ですが、先ほど説明いたしましたように、最後に申し上げましたが、医療費無料化を検討課題として取り組んでいきますということでございまして、今、年度中でございますから、来年度までにこの方向づけを検討して答えを出さないかと、こう思っております。前向きに取り組むべきだと、こう思っております。

それから、収納対策室についてでございますが、これらについてほかの何かでやったらどうかというようなことですが、職員の研修については当然これはもう勉強せないかと、早急に勉強して、それから対応していかないかとということでございます。対策室については今のところ収納対策室で受け持つということを考えております。

それから、水道料金が高いやないかと、こういうことでございますが、内海の浄水場をつくるとき、非常に立派な浄水場をつくったわけで、内海浄水場の水は非常にきれいだった。もう小豆郡でもはるかに水が透き通って非常にきれい。したがって、食品産業にはその水を使った食品だからいいんだという自負心を持ってやってきたわけでございます。したがって、その当時私ちょっと確かではありませんが、25億円ぐらいその浄水場に費用を入れたと思います。それぐらいやったかな、もっとか。

（「13億円」と呼ぶ者あり）

13億円か。ほかに比べて、かなり立派な浄水場をつくったつもりでございます。そういうことで、他の地区では浄水場もつくってないから水道料金が安いというようなところもございます。そういう点で、いい水を供給しておるということをご承知していただきたいと、かように思います。

議長（中村勝利君） 次、7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、内海地区の小学校統合計画の住民説明についてお伺いしたいと思っております。

3月議会で示された集中改革プランがホームページに掲載され、住民に示されたことが情報開示という点では評価できるものと考えます。しかしながら、旧町時代に審議会で検討され、今後内海中学校建設後行くとされる小学校統合に関する事項が、集中改革プランに起債されていないことが残念であります。

今統合の協議中の福田小学校PTAの方と町PTA連絡協議会でお会いした際、統合間近になって説明会の開催で、内海地区の小学校統合の全体像が見えないとのことでした。今まで住民、特に保護者の皆さんに対してどのような形で情報の公開をしてきたのかお伺

いします。

また、保護者の立場からすると、制服等の問題など、細かく身近なことに対して不安があるということですので、詳細なシミュレーションを行い、統合間近での説明ではなく、早いうちからの取り組みが必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 町長のお考えをとということですが、まず私の方から事前にご質問の内容について少し説明させていただいたらと思います。

内海地区の教育施設の再編整備につきましては、これまで定例会や教育民生常任委員会でご説明を申し上げておりますが、旧内海町で組織いたしておりました学校施設整備基本計画策定委員会の答申に基づき、内海教育委員会が策定した教育施設適正配置基本方針、及び実施計画の指針に従って進めております。

この方針、実施計画は、学校教育課が所管するすべてにわたって再編整備が盛り込まれておりまして、計画どおり幼稚園、保育所の再編を図るとともに、内海中学校の整備を進めております。

ご質問の福田小学校につきましては、平成20年4月に安田小学校に統合すると、そういうふうはこの再編整備計画の中ではされておりますので、現在地元組織されております統合対策協議会と、また幼稚園、保育所、小学校の保護者の皆さんとの話し合いを行っているところでございます。

ご指摘では、地域や保護者との協議時期が遅かったのではないかと、またこれまでどう取り組んできたのかというご質問でございますが、まずこれまでの取り組み状況を申し上げますと、平成16年5月に教育施設適正配置基本方針及び実施計画が作成されておりまして、この内容につきましては同年の7月に、議会正・副議長と正・副常任委員長に対してご説明をいたし、その後教育民生常任委員会や全員協議会でご説明いたしたというふうになっております。また、自治会に対しましても平成17年5月と18年7月に開催されております自治連絡協議会の場でご説明をさせていただいております。

地元福田地区への説明につきましては、昨年、平成18年8月22日が最初でございましたが、地区の各種団体の代表者にご説明をいたしたところでございます。この説明会の場で、福田小学校統合対策協議会の組織化についてご提案申し上げ、了承を得まして、10月6日から第1回の統合対策協議会が持たれております。教育委員会が出席したもの、出席しないものを含めまして、これまでに4回の協議が行われておるようでございます。

小学校の保護者に対する説明については、18年10月17日に行っておりますが、本席には保育所、幼稚園の保護者の方にもご参加をいただいております。10月25日には、小学校の保護者に幼稚園、保育所の保護者を加えた福田小学校を考える会という会が福田地区において組織されたようでございます。そして、この会が中心になりまして、17回ほど話し合いが持たれておると聞いております。教育委員会が出席したこの会の回数ですけれども、5回ほど参加させていただいて、いろんなご説明をさせていただいております。また、地区の住民に対する説明につきましては、18年12月と19年1月、ことしの1月に福田地区、それから当浜地区、それぞれ住民の方に対する説明会を行っております。

それで、話がもとへ返りますけれども、この実施計画の方では内海地区の小学校を1校にするという方向性は示されておりますけれども、その時期や場所は明確に示されていないということで、統合の全体像が見えないということもあり、橋トンネルが完成するまで待てないんかとか、2段階の統合で福田の子供は2回も統合するおそれがあるんでないんかとか、4校同時に統合できないんかとか、それから統合時期の割に説明が遅過ぎるんでないんかとか、また複式あるいは分校で残る選択肢はないんかとか、先ほど安井議員の方からお話のありました内容などいろいろなご意見がございました。地元への説明が遅かったのじゃないかというご指摘でございますけれども、幼稚園、保育所の再編を急いでおりました。ご存じのように、西村と草壁幼稚園の合併の話でございます。それから、また2町の合併もありまして、その時期が遅くなったんでないんかと、そういうに私は考えております。

このため、地元の皆さんとの協議が十分でないこともあり、町の再編整備に対する市政への不満やとか、統合に対して非常に大きな不安を感じられているように思っております。統合対策協議会の方々や保護者の方々と話し合う場をできるだけ多く持ちまして、統合に関する諸課題の解消に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、保護者の皆さんが抱える身近な問題についてでございますが、統合に合意がまだ得られておりません。その段階で細部にわたる協議を行いますと、もう統合してしまうんでないんかと、統合ありきかというような、そいな考えになりまして、統合をよしとしない方もまだ非常に多くおりますので、現時点ではそいな協議は控えた方が得策でないかと思ひまして、控えている現況でございます。ただ、ご指摘の制服の問題であるとか登下校時の安全確保など、統合に伴う基本的な事項につきましては、統合協議と並行して行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、集中改革プランに小学校の統合に関する事項が記載されていないのが残念であるというようなご指摘もございましたが、先ほども申し上げましたように、現計画では統合時期等が明確に示されていないこと、また小豆島町としての教育施設の再編整備計画については、さきの定例会で町長が施政要旨の中で申し上げましたように今後の検討となっておりますので、改革プランでは特に町立学校等施設適正配置計画等に基づき、21年度以降に見直すというふうな表記にとめているところでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 内海地区におきます小学校統合計画につきましては、教育長から答弁にもありましたように、平成16年5月に内海町教育委員会において作成されました教育施設適正配置計画基本方針及び実施計画に基づきまして、内海中学校の建設や幼稚園、小学校の統合に伴う地元協議など行ってきたところでございます。

このことに関しましては、3月定例会でお示しをしました平成19年度施政に関する所信要旨で説明いたしましたとおりでございます。小豆島町としての計画を新たに作成するために、就学前教育と小・中学校施設のあり方などについて、中・長期的な視点から検討を行う組織を設置するといったしております。

小学校統合計画につきましても、再度この組織において協議なり確認がなされようと思っておりますが、行財政改革の集中改革プランにおきましても、組織、体制の整備といたしまして、施設配置の適正化で町立学校等施設適正配置計画に沿った取り組みをすることを掲げておりますので、ご理解賜りたいと、かように思います。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 先日というか、大分前になりますけど、四国新聞等で公共施設の耐震化率ということで、3割ほどしか小豆島町ではなっていないと。その中で、東南海地震等が心配される中、小学校なりをそのまま今の形で通学さす学校として適正化と言われれば、なかなか難しいもんがあるのかなと思います。そうすると、やっぱりある程度早い時期での住民なり保護者なりの説明、全体像ということを示すことは必要不可欠になってくるのかなと。時期を示されていないから延び延びでやってええのだというふうな話にはならないと思います。子供の安全性からも考えて、その辺の時期は早目に設定していただけたらと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） この少子・高齢化で昨年度も小豆郡で小豆島町、土庄合わせて161人しか生まれてないというような状態でありまして、この四、五年前から内海におき

まして90人から100人ぐらいの出生であります。そういうことでありまして、統合はもう必至であります。したがって、今言われましたように早い時期、これを早くまとめていかないかやないかと、今のご指摘のとおりでありまして、旧池田町のときには非常にスムーズに合併ができとんで、いろいろとひとつ教えていただきたいと、こういうように思います。

いずれにいたしましても、学校統合につきましては早急に方向づけをしていかないかということ、もうご承知のとおりでございます。皆さんもひとつよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は町長に対して2問質問をいたしたいと思います。

まず、1点目ですけど、平成16年、16号、18号に際しましての高潮、高波対策についてお尋ねをいたしたいと思います。

一昨年は旧内海町海岸の高潮進入路の調査を森町議が行い、1,007枚の現地写真とともに要望書を提出したところです。そして、旧池田町でも平成18年2月、3月にかけて、海岸や高潮、高波の調査を行ってきました。先般、5月23日には不十分ながら現地写真と調査資料を町へ提出したところです。私は、この問題を町、行政だけに押しつけるものではありません。自分たちの町の問題として捉まえて、自助、共助、公助の精神に立って、地方自体との呼びかけや話し合い、住民みずからの積極的参加によって養われるものと考えます。町はこの間高潮と高波の原因調査をなされたのか、されてないとしたらそのことについての説明を求めます。

2問目であります。内海病院の経営実態はどうなのか。

今、全国的に地方自治体病院の経営実態の悪化問題が毎日報道されている中で、医師の要員不足、勤務体系、体制、医師確保における大学病院側の医局のあり方等が取り上げられています。4月8日の山陽新聞によると、医師不足問題で特に産婦人科医や小児科医の不足は深刻で、公的病院の中にも分娩、いわゆるお産を扱うのを中止するところが続出している。しかし、大学受験の世界では医学部人気は高まる一方、これまで超一流である国

立大学の工学部などを受験していた層の中で、地元の大学の医学部を目指す人がふえた。しかし、今起きている医師不足は、単に医師の数の不足によって起きているのではない。若手医師は僻地病院の異動を断ったり、医局を通さずに個人交渉で就職先を決めている人もふたと報じられています。そこで、内海病院の実態はどうなっているのかお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高潮対策につきましては、これまでも町議会などでご質問がありましたが、香川県と関係市町で取りまとめております津波高潮対策整備推進アクションプログラムをもとに、県と連携をとりながら取り組みたいと考えていることに変わりはありません。

先般、東部地区労働組合会議、また社民党内海支部、社民党池田支部などから、旧池田町内の高潮や高波被害箇所の写真と調査箇所図をいただきました。調査の内容から察しますと、地域住民の聞き取りも含めて行政とは別の視点からの調査をされており、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。

なお、担当課ではこれまでにアクションプログラム策定に必要な総括的な地域単位の調査などは、公共施設台帳や現地での調査をしておりますが、今後も必要に応じてより詳細な調査を進めてまいります。

ところで、旧池田町内での高潮対策の取り組みの概略を申し上げますと、平成17年度より室生地区で漁港災害復旧とともに、海岸保全施設整備事業を実施いたしまして、平成18年6月には完了し、大きな効果を上げております。また、本年の県事業としては、池田港の陸閘と胸壁のかさ上げや、二面地区の二級河川競川の護岸かさ上げと支流水路接続部分の水門などの設置、小蒲野海岸においては護岸のかさ上げなどを実施しますが、いずれも事業規模が大きいために、年度をまたがっての継続実施となると聞いております。

ご承知のとおり、高潮対策に要する費用は多額であります。今後小豆島町としましては詳細な調査も実施した上で、これまでも答弁いたしましたように、整備効果の高いところから、また地域住民のご理解、ご協力がいただけるところから、町財政の許せる範囲で順次整備を行いたいと考えております。

また、県に対しましても、引き続き早期に効果が上がるような事業推進を要望してまいります。

2点目の内海病院の経営実態につきましては、病院事務長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 16番議員の質問にお答えをいたします。

全国の自治体病院の経営状況は、平成17年度では65.5%の病院が赤字となっております。新しく建設した病院では元利金の償還や減価償却費がかさみ、ほとんどの病院で赤字経営になっていると聞いております。

内海病院も平成17年度の病院事業収益は1億4,928万円赤字となっております。繰越欠損金、累積赤字は17年度末で22億1,636万円となっております。18年度につきましても、診療報酬が大幅に引き下げられました。それと、患者負担の増加によりまず診療控え等の影響で、2億2,000万円余りの赤字が見込まれております。累積赤字も24億3,000万円余りになる見込みです。経理上では大きな赤字となっておりますが、改築に伴う建物や機器類の減価償却費が主な赤字要因となっております。

減価償却費につきましては、現金の支出を伴いませんので、実際の収入から実の支出を差し引きました留保資金といいますが、運転資金につきましては、17年度までは少しずつではありますが毎年増加をしてきておりましたが、現金預金で17年度末で7億4,000万円余りありました。18年度につきましては若干減少をいたしております。苦しい経営状況ではありますが、運転資金は現在のところ不足はしておりませんので、たちまちの病院経営には支障はありません。しかし、今後も診療報酬の引き下げが予想されておりますし、厳しい状況が続くと思いますので、収入面の見直しや経費の削減に努め、設備や医療機器の効率的な更新やコスト意識の涵養を図り、経営に支障を来さないよう運営資金の確保に努めてまいりたいと思います。

医師の数につきましては、地方の公立病院で医師不足が言われている中、内海病院では医療法の規定では19人のところ、今現在常勤医師が19名、非常勤医師が常勤換算で2.3人います。常勤医師については7月にまた2人ふえる予定でございますので、数の上では充足はしております。しかし、先ほどご質問の中に産婦人科とか小児科とかこういうところの医師については十分であるとは言えません。医師の確保につきましては、県から自治医大の卒業医師の配置と外科は大阪大学医学部、その他の診療科につきましては香川大学医学部の各科医局の方から派遣となっております。先ほども言いましたように、診療科によっては医師が不足しているというようなことで、なかなか確保が難しいというようなことでございます。不足している診療科とか専門診療につきましては、香川大学等から非常勤で医師の応援をお願いをしているところです。今、独自で医師の確保が非常に難しいというような状況ですので、今現在派遣をいただいております大学との連携、信頼関係を大切にして、医師確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） ただいま答弁をいただきました。

まず、1点目の高潮、高波対策についてであります。より必要な調査を財政上の許す限り調査するという答弁をいただいたんですけど、果たして町行政の、坂下町長トップとしてこの問題にもう3年目になるわけです。それで、昨今異常気象とか突発的な大雨とか雪解けとか、いろんな異常気象がうたわれている中で、これは非常に大変死活問題だと思うんです。また旧池田町では、被害調査等々も行われておりますが、その中で被害を届け出してないところがたくさんいるわけです。まず二面地区、神浦、いわゆる逆支弁をつけているところが、機能が果たしてないとか、いろいろ聞き取り調査をしたら大変な状況だったと思われるわけです。もう二度とこのような災害に対して最小限食いとめる手だてをしていただいたと思うので、これからも調査を続行するのか、また予算がないのもうこの辺で打ち切りするとかいった明確な答弁がいただけたらと思います。

もう一点、内海病院の経営ですけど、実はうちの父も今お世話になっておるわけですけど、今事務長が言われたとおりだと思うんですけど、赤字だから、黒字だからという問題じゃないと思うんです、これはもう生命がかかっておられるので。実は、うちの父が世話になっただけですけど、いわゆる検査、検査入院をして検査をするのに県立の病院とか他町の病院へ検査に行かなくてはならない、物すごい負担です。そういった面で、先ほども診療機器が絶対的なものではないんですけど、不足していると。これからも医療機器なんかもそれに見合った導入をしたいという答弁をいただいたわけですけど、実は本当に家族としたら、お年寄りを抱えている家族としたら、高松まで検査で2回も3回も行かないかんいうたら大変だと思うんです。お年寄りだけではよう行かないといふとこなんで、医療機器の優遇性、こういったもんもかなり健全な病院運営には必要じゃないかなと思われるんで、これからも意見ですけど医療機器の充実を図ってほしいということになっております。

あわせて、医局の問題であります。もう自己決定するいうんですか、医師が。もう今までだったら医局から派遣されとったんが、自分の学閥とか立場とかふるさつを思うために自分で選択肢をされるということになって、医師が不足している中でございますが、そういった不遇なことの起きないような医師の確保、体制をこれからも十分に審議されて獲得をしていただきたいと、このように思っております、これも意見ですけど。

1点は、これから高潮対策に対して、町長みずからが予算外でもこれは死活問題だから継続調査をすると方針を出してほしいと思うんですけど、それはいかがなものでしょ

うか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点の高潮対策に対しての被害調査、これからについてまだ十分申し出てないところもあるし、これから出てくるところもあると。そういうなものに対して、対応していくんかと、こういうことですが、それは調査して対応していくと。できる限りやっていくということですが、ご存じのとおり、高潮対策、香川県下でも相当な被害を受けておりまして、一気にそれを全部解決するということはなかなか至難であるという状態で、今調査してできるところからやっていくというのが、高松におきましてもどの地区においても現状であります。もうこれで打ち切るというようなことはございません。

それから、病院のことにつきまして医師の獲得、最近は医師が自分の自由意思で行けるということで、特に香川大学なんかでも都会へ行ってしまうと。地方の実際困っておるところへは赴任してこないということで、昔は何々教室という教室の先生が、おまえはどこ行け、ここ行けというようなことですから、特に高松なんかは岡山大学の縄張りですて、岡山の大学の先生方がずっと今まではおったんですが、最近は自由になったということで、非常に医師不足ということで地方は困っておる状態です。しかし、今申しましたように、内海病院におきましては他に比べて医師はうまくいっておるという方でありまして、十分ではありませんけど。常に努力をして香川医大なり、また阪大なり、院長と私も参りましてお願いに毎年参っておるんですが、そのようなことで何とか医師不足を解消するべく、最大の努力をしてまいろうと、こういう今も変わらない状態でございます。以上です。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は3点について町執行部にお尋ねいたします。

まず1つ目ですが、地方公営企業法に基づき水道料金の値下げについて伺います。

先ほど鍋谷議員からの質問もありましたが、私は若干違う観点からお尋ねしたいというふうに思います。

地方公営企業法第21条に、地方公営企業の料金に関する規定があり、料金のあり方についての基本原則が定められています。その原則は、まず第1に公正妥当なものであること、2つ目に原価主義に基づくものであること、第3番目に企業の健全な運営を確保するに足るものであることの3つが定められています。これに照らして判断すれば、小豆島町

水道事業会計は基本原則をクリアしているのかとなれば、そうはなっていないと考えられます。

3番目の企業の健全な運営を確保するに足るものとなる基本原則について言えば、平成18、19年度の資本的収支は支出が収入の2.4倍から3倍近くになっています。また、資本的支出の建設改良費にある内海ダム再開発費の負担金を除いての支出にあてる財源は、資本的収入の中に該当するものが見当たりません。内海ダム再開発費の負担を除いての人件費などは一般会計で処理することで、水道事業会計を健全な形にすることになり、水道料金の値下げが可能になります。2007年度水道事業予定貸借対照表においては、剰余金が固定資産償却累計額の相当額を担保していません。収益的収支や資本的収支の全体を見れば、内海ダム再開発が留保財源を食い込んできています。地方公営企業は、地方自治体が直接に地域住民の福祉の増進を目的として経営する企業であると定義されています。そして、なおかつ健全な運営を確保するとしています。内海ダム再開発の継続を中止させることによって、水道料金へのはね返りを回避させ、まともな運営を行うことができるものと思います。地方公営企業の料金の決定基準は、住民の福祉の向上を目的として運営される極めて公共性の高いものである以上、その料金が不公正や妥当性を欠くことは許されないものであり、このような要請を満たさなければならないとし、水道事業の基本原則に立ち返る必要性があり、水道料金の値下げの検討に踏み切ることが肝要だと考えますが、いかがお考えか町長の所見を伺います。

2つ目に、小型化の福祉バスによる運行見直しで利便性の向上について伺います。

2000年10月より旧池田町において公共交通機関のない地域に福祉バスが運行され、利用者の方からは大変喜ばれており、生活の足として利用されて7年になります。この間、利用者からの要望もあって、奥中山の昌永橋まで運行計画の改善がされてきたところです。しかし、西中山の集落ある町道までが運行されず、利用者においては利便性を欠いています。バスの更新時期にも来てると思いますが、今のバスより小型化にして、利用者の生活の足として利便性を高め、喜んでもらえるよう対策を講じていただきたいと思いますが、町長の所見を伺います。

最後、3番目、小豆島町の集中改革プランについて伺います。

この3月示された小豆島町の集中改革プランは、地方自治体の住民の暮らし、福祉の向上を図る観点からすれば、今般のプランは住民不在、行政のごり押しが色濃く示されています。特に、じんかい収集の全面民間委託、不燃ごみ、粗大ごみの有料化、庁舎の見直し、出張所の見直し、投票所の再編などであり、選挙投票所の2カ所削減はこの前あった

県議選からとし、まさに投票直前の見直しを行い、住民の不満や怒りを買いました。交通手段のない住民にとっては、憲法で保障してある正当な選挙権を奪われたこととなります。また、目標数値では平成22年までざっと5億円を超える削減となります。それがそっくり町負担のダム開発費などの関連に充てる、充当されることになるでしょう。

このように、全体としては行政サービスの切り捨て、後退、さらなる住民負担増となっている集中改革プランはやめるべきです。今やるべきことは新内海ダム建設やダム関連事業などは取りやめて、むだな公共事業、同和対策事業などの大胆なメスを入れることが先決ではないでしょうか。町長の所見を伺います。以上、3点の質問を終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の水道料金水準の見直しに関しましては、15番議員に回答したとおりでございます。ご質問の詳細につきまして水道課長に後ほど説明をさせます。

2点目の福祉バスに関してであります。福祉バス（24人乗り、うち車いす2人）は平成12年6月に660万円で購入し、同年10月から公共の交通機関のない中山地区、東浦、小蒲野地区の65歳以上のお年寄りの方、身体障害者の方を対象に、池田港のフェリー発着時間も考慮し、1日に各4便運行しております。運行を開始してから7年を経過しましたが、その間利用者の方からのご要望により、平成16年1月からは奥中山地区の昌永橋まで3便の運行を開始しており、利用者の方には通院、買い物など生活の足として利用されているところでございます。

質問の件につきましてでございますが、合併前の旧池田町議会で村上議員さんの一般質問に対して、再三答えてまいりましたとおり、福祉バスの西中山奥までの運行につきましては、安全運行上大変困難であると考えております。この西中山線につきましては、平成15年9月議会にご質問いただいた時点で、実際に福祉バスを走らせてみて現地調査を行ったり、運転手の意見も聞いて走行が可能かどうか判断をいたしております。その内容は道幅が狭いところが多く、最も狭いところで約3.6メートル、加えて大きなカーブが多いところです。また、生活道で生活の道であり、お遍路さんの車も利用するため、比較的車両の通行量が多い上に、ふだんから路上駐停車車両が多いために走行しにくい、バスの旋回場所もないなど、安全運行を第一に考えると非常に難しいとの答弁をさせていただいております。

また、福祉バスの小型化につきましても、旧池田町の平成16年9月議会でも答弁いたしましたとおり、年に数回ではございますが、1回の利用者が10人以上の場合がございま

す。福祉バスの買いかえにつきましても、購入から8年目を迎えますが、バス運転経験の長い運転手による毎日の運転前後の点検、内外の清掃により福祉バスは大切に管理されており、まだ買いかえの時期に至ってないと思われます。

3点目の小豆島町集中改革プランについてであります。集中改革プランは行革大綱に基づいた実施計画に当たるものであります。国が集中改革プランという新しいネーミングを用いたことから、さも新たな取り組みのように受けとめられておりますが、行革大綱やその実施計画については旧町でも昭和60年から策定されており、数年ごとに改定を重ねながら改革に取り組んできたところであります。

これまでの実施計画が一般の目に触れることがなかったのに対しまして、集中改革プランはできる限り具体的な数値目標を掲げるとともに、公表することによってより着実に改革を進めるとい点がこれまでの実施計画とは異なっておりますが、行政運営上のムリ、ムダを省き、より効率的な行財政運営を実現するというコンセプトは旧町時代から不変のものであります。

集中改革プランの内容も全体的な基調は、職員に対して意識改革や事務改善、組織改革を強く求め、経常経費の削減を図ることを中心としており、行政のごり押しでも住民に一方的に負担を押しつけるものでもありません。

唯一、住民に直接的な負担を求めることになる不燃ごみ処理の有料化につきましても、莫大な処理コストと排出量に個人差があることを考えるときに、負担の公平性の観点からもごみの排出者に応分のご負担をいただくことはやむを得ないところであり、既に多くの市町村で導入されております。

また、投票所の再編につきましても、既に4月早々に他の議員さん方からご指摘をいただいたところでございますが、これは駐車場の有無やアクセス道路の交通安全といった観点も含めて、事前に自治会関係者にもご相談をして見直しを図ったものであり、不便になったというご意見もあれば、一方では便利になったというご意見もいただいております。投票率を見ましても、過去10年間一度も旧町全体の投票率を上回ったことになかった入部地区では、旧町全体の投票率を上回り、過去の県議選と比較しても投票率が向上しております。また、東浦地区につきましても、これまでと同等の投票率を記録しております。

改革は、社会経済情勢などの変化に応じて、各種制度や仕組みが変わっていく中で、すべての市町村で避けて通れない課題であります。小豆島町におきましても、さまざまなご意見があることは重々承知しておりますが、合併に対する財政支援がなくなったときの行政運営を見据えて、常に改革、改善の視点に立って行革を断行しなければ、合併の意味も

ありません。また、集中改革プランは行政運営の効率化による経常経費の削減が大きな目的であり、各種事業をするしないにかかわらず、継続的かつ着実に進めるべきものと考えるところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1点目のご質問について、水道課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 14番議員のご質問にお答えをいたします。

水道料金につきましては、先ほども15番議員に答弁をさせていただきましたが、水道料金は公共性が高いことから、公正妥当であること、事業の継続性を確保するための原価を賄うに足りること、時代のニーズに応じられる資金の適切な確保が見込まれること、これらすべての基準が満たされなければならず、単に料金を安くすれば公正妥当であるというべき性格のものではございません。

したがって、一定の事業報酬により、建設改良事業に充当すべき内部留保資金が形成されていることで、健全な経営を行っているものとされております。

ご質問の水道事業会計には、内海ダム再開発費が計上され、内部留保財源に影響しているとのことご指摘でございますが、内海ダム再開発事業は別当川流域の治水対策のため、また小豆島町の利水対策として極めて重要な事業と考えております。つきましては、新規水源による安定水源の確保も水道事業運営での大切な任務でありますので、事業負担金はもとより、関係する担当職員の人件費等の経費も水道事業で計上いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、公営企業会計では、国県補助金を初めとする資本的収入が、内海ダム再開発費を含む資本的支出に対して不足する額は損益勘定留保資金などで補てんするものとされており、言い換えれば予定される投資的経費に対して適切な内部留保資金の確保が必要であり、公営企業の健全性が確保されるものでございます。水道事業では、公営企業としての健全経営を図りつつ、投資的事業の資金とするために、内部留保資金の確保に努めてきたところでございます。

先ほども申し上げましたが、内海浄水場の大規模改修事業を初めとする大きな事業経費や経常経費の増大が見込まれますことから、一層の企業経営努力に取り組みながら、現在の水道料金水準の維持に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、第1点目の水道問題ですが、19年の予算書を見ますと、建設改良費に含まれる内海ダム再開発費の中の先ほど言いました人件費等について、この

収入の中にそれを充当する財源が見当たらないというふうに私は質問しましたが、これは本来一般会計の中で、それを款、項、目で一般会計で処理すべきというふうに思います。内海ダム再開発費の負担金については、2,496万円というものはそれぞれの財源が資本的収入に確保されています。しかし、開発費の中の人件費等についてはその財源が見当たらない。これは、本来一般会計で処理すべきではないですかというふうなことで伺いました。つまり、これの建設改良費、本来の建設改良費ということで認識するには十分理解私にはできない、納得できないものだろうというふうに思います。それが水道料金にも影響するわけですから、ここの処理の仕方が私は改善が求められるというふうに思います。その点について伺います。

それと、県の資料をいただきましたが、この中でやはり県下で、これ17年の決算です。県下で一番水道料金が、給水単価が一番高いというふうなことになっています。それと同時に、人口1人当たりの負担額も県下で一番高い、また原価に対する給水単価率も平均的に高い、同じぐらいのところありますが、平均的に高い。なぜこういうところを十分に、水道会計全体を見て水道料金の設定というものにきちんと行政としてやるべきではないかというふうに思います。

それと、本来このダム開発費というものは、直接的には給水事業、上水道の業務事務として処理するものとして適正なのかという問題についても、地方自治法の地方公営企業法の事業処理のことについてうたっておりますが、やはり上水事業、そしてその他給水事業の経営を行うため、住民の福祉増進を行うと、こういうふうな内容でも示されています。ですから、今言ったことについても、どのように考えておられるのか伺いたいというふうに思います。

それと、2番目の福祉バスの点については、これは旧町のときの私の一般質問を町長が述べられたと思います。小豆島町になっての実態、町長としての福祉バスの運行計画全体の事業をやはりちゃんと見てほしいと思います。旧町の町長の答弁そのままをおっしゃるのではなくて、向上性を高めるためには、このバスをどう活用し切れるのかと。その問題点があるところは、行政がやる気があれば、それぞれクリアできる問題点あります。この運行は、平日運行だけです。土日、祭日休みです。日常的には、駐車してるところは、私も再々通りますが、ほとんどありません。ですから、その点についてきちっとした認識というものをやはり持っていただきたいと思います。

今、バスの耐久性の問題を言われましたが、何年ぐらいをこれを継続させていくのか。最近においても、少しバスの状況が一部悪いところがあって修理もしたというふうに聞いて

ておりますが、どれぐらいを見ておられるのか、何年これからこれを継続させるのか、伺いたいと思います。

それと最後に、集中プランについては、やはり先ほど投票所の問題も、私このプランを提示されて説明受けたときに、本当に驚きました。実際、町民の声も聞きました。ひどいやっぱり怒りでした。投票するなと言うのかということでした。町長は、入部においては投票率が上がったとか言われましたが、これは今期日前投票制度っていうものあるわけですから、それによって投票率が上がったと言いがたいというふうに思います。一つにしたから、投票率が上がったんだというふうに限定しましたが、やっぱり期日前投票も含めての投票率ですから、それを一概に言えないと。やはり、実際に投票率が高かろうが低かろうが、有権者が投票しやすい条件整備を自治体がちゃんと憲法に沿ってそれを行うべき、設置すべきは基本原則です。そういう自治体の態度が必要です。住民に対してそこをきちっとやるっていうことは一番大事なところですよ。それを合理的に、能率的に経費を削減するためにいうところでやるのは、そういう考え方がすべてにわたって根底にあるとするならば、住民にとっては大変不幸です。

不燃ごみの問題にしても、ごみがふえる問題、資源のリサイクル、資源回収、そういう中でごみを減らしながら、行政がそういう指導を行いながら、やはり現状を今維持していく、住民に新たな負担を負荷しない、そういうことが必要ではないでしょうか。その点について、やはり問題は、今私が最後に言いましたが、やるべきことは、削るところはほかにあるわけですから、そこをどう見ておられるのか、そこに着手しないで、この行革やるのか。住民は、多分これは納得しない、そういうふうに思います。そういう点で伺います。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 人件費については一般会計でというようなご指摘でございますけれども、先ほども申し上げましたように、内海ダム再開発での利水対策につきましては極めて重要な水道経営上の事業とっておりますので、人件費も含めて企業会計の方で負担をしておりますので、重ねてご理解をいただきたいと思っております。

それと、水道料金の件でございますけれども、県下で料金については一番高いということでございますけれども、香川の水道によりまして、小豆島町の料金体系おっしゃるとおり高くはなっておりますけれども、旧の内海町で申し上げますと、昭和58年粟地ダムが完成して2年後でございますけれども、その当時1,890円であった水道料金を4,640円に値上げをさせていただいております。それ以降、平成元年には消費税の導入で3%アップ、

また平成9年には消費税の増税で5%の加算という変遷を経てきておりますけれども、合併をいたしました平成18年4月以降につきましては、池田町との均衡を図るということで、家庭用の20トンの水道水を利用していただいた場合でございますけれども、従来の4,870円から4,405円、105円のメーター使用料も入っておりますけれども、率にして約10%値下げをさせていただいたということでございます。ちなみに、水道事業の関係につきましては、いろいろな全国的に条件の違う場所がございます。小豆島については、島独自で水源開発等も行っていかなければならないということで、香川用水の恩恵を一切現在では受けておりませんので、水源の状況や給水区域の地理的状況、山間部等もございます。それとか、人口分散による給水密度の低さ、産業立地など、それぞれ異なる条件で運営をいたしておりますので、料金については運営上の不利な面もございますので、少し高くなっております。ちなみに、資料ちょっと古いですがけれども、平成16年現在で全国的に水道料金調べたデータが手元にありますので、高いところ等参考に申し上げますと、宮城県の南郷町、これにつきましては、家庭用の20トン当たりの料金が6,190円、第2位は、同じく宮城県の松山町の6,173円でございます。逆に、低い方といたしましては、和歌山県の白浜町さんの20トン当たり1,123円というようなところがございまして、全国的に運営上の関係で非常に料金格差があるということは事実だと思います。以上です。

(14番村上久美君「財源、資本的支出に対する収入の財源がないじゃないですかと。それについてはどういうふうに考えてるんですか」と呼ぶ)

ダム開発費で、今現在水道事業会計の方で2名の専任職員の給与を置いておりますけれども、財源的には、先ほどもご答弁させていただきましたように、それらに充てるために内部留保資金の確保に努めておるということで、仕事の任務上、それを充てさせていただいておるということでございます。以上です。

議長(中村勝利君) 池田総合窓口センター所長。

池田総合窓口センター所長(平間繁夫君) 福祉バスの件につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

1番目の福祉バスについての質問でございますが、西中山奥までの運行につきましては、ことだと思っております。

これのことにつきましては、平成15年9月議会に質問をいただいた時点で、この福祉バスを走らせてみて、運転手の意見も聞きまして判断をいたしておりますので、今のとおりになっておると思っております。

それから、耐用年数につきまして、今のところ8年でございますが、何年ぐらいで買いかえるんかというご質問やと思いますが、今のところまだ8年でございますので、それと経験豊かな運転手でございますので、整備点検も十分しておりますので、最低でも10年以上はと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 集中改革プランに対するご質問にお答えをしたいと思います。

個々具体的な事例を挙げての答弁やりとりございましたが、それはさておき、町長答弁申し上げましたように、昭和60年から行財政改革ということで全国的に取り組んでおるわけですが、中でも小豆島町の場合、ただいまは合併の特例ということで、麻薬と言うたら語弊があるんですが、あめの部分で少し今は過去断念せざるを得なかったような事業も何とか取り組めるといような状況でございますが、10年先のこのあめがなくなった時点を常に想定いたしますと、やはり手を緩めることはできないと思います。ただ、町長答弁の中にありましたように、町民に負担を押しつけて生き延びようとする考えではございませんので、あくまでも役場の内部の改善、改革を行いながら、経常経費を削減して、少しでも投資なり福祉なりに金が回るように、継続していけるようにというのが大前提でございます。また、毎年これは見直していくんだということで集中改革プランの説明のときに申し上げましたように、これはどうしても不都合であるというようなことであれば、当然見直すべきことでありましょうし、大体この小豆島に住んでおるといことだけで非常にコストはかかるわけです。島に住んどるから、同じ国民、県民でありながら、こんだけ不自由な目を遭わないかんのかというて、外へ向かって叫んでおっても仕方ありませんので、この条件の中で何とか生き延びていこうというためのプランでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 未収金についてお尋ねいたします。

各担当課は、未納者に直接職員が集金に行っていますか。自動的に支払われるのが普通で、銀行等による振り込み、臨時職員による集金など、必要に応じた集金方法がありますが、不納欠損処理という最終的に入金がなくなること、これはいけないことであります。

町長さん、集金について、民間で普通努力すべき仕事を、役場ではあり得ないこととして、通常過ごしてきていませんか。集金について、民間で普通が、役場でも同じでも普通

であってほしいものであります。各担当課の直接集金に行った記録と申しますか、日報等について目を通したことがありますか。町長さん、お尋ねいたします。

次に、内中体育館建設に当たって、文化ホールの要素を盛り込んだ設計を文化協会や体育協会の意見を盛り込んだ設計をお願いいたしたいものです。そのために、文化ホール建設を目的とした基金、内海中学校施設整備基金を利用していただきたいと、私は考えます。小豆島町に文化ホールを希望する者の一人であります。例えば、内海庁舎跡へ文化ホールを建てるような考えはございますか。かつて、西村へ平成11年に県の予算を使って30億円ぐらいのサン・オリーブをつくりましたが、その中へオリーブホールをつくりましたが、これは舞台の広さが不十分であります。

かつて、先人は、内海町農協のJA内海の本所をつくるときに、内海町の文化ホールを併設する計画がありました。しかし、実現はしませんでした。その建設資金を将来のための建設基金として内海町は残し、内海町は合併を直前に、12月議会でもって内海中学校建設基金に繰り入れております。坂下町長は、現在10年計画とか5年計画の中に文化ホールを計画をする考えがありますか。平成11年のサン・オリーブホール以来、町長さんはサン・オリーブのできばえには大変満足をされているようでございますが、現在現実に演劇をするときには、奥行きが足りません。天井の高さも不足しています。この内中体育館には、教育施設で目的が違っていきますと言われます。しかし、地域的に、また小豆島町の実力では、体育館に加えて利用することが最も節約したやり方ではなからうかと考えるものであります。ですから、この機会を逃すと、文化ホールの要素を設備することは不可能と考えますが、いかがですか。文化協会、体育協会の意見も取り入れて、内海中学校建設基金に繰り入れた、かつての文化ホール建設基金の目的をかなえることが先人の志に報えると思えるものであります。町長のご意思をお尋ねします。終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番議員のご質問にお答えいたします。

税金の不納欠損処理につきましては、昨年の9月定例会におきましてお答えいたしておりますとおり、安易に欠損処理すれば、住民の税に対する不公平感を醸成し、納税意識を減退させることにもなることから、慎重に取り扱っておりますことは、ご案内のとおりでございます。集金は、口座引き落としとか、嘱託職員による集金に任せているのではないかとのご指摘ですが、嘱託職員による集金は橘地区の一部と南地区のみであります。また、口座引き落としについては、納税通知書を送付する際に、納税は便利で確実な口座振替をとのチラシを同封するなど、利用者の拡大に力を入れておりますが、期待通りには成

果が上がっておらず、納税義務者数の半数を上回った程度であります。残りの人については、未納が発生すれば翌月に督促状を発送し、電話による督促に加え、夜間、休日を問わず、相手の都合に合わせて戸別訪問し、納税相談をしながら何度も足を運ぶなど、徴収に努力しているところでございます。各課からの徴収状況を町長は知っとるか、ということでございますが、税務課、水道課、また公営住宅、そういうななにつきましては、各課から提出をしております、私は見ております。特に、国民健康保険税につきましては、滞納者に対して分割納付などの誓約書の提出を求めた上で短期被保険者証を交付し、また1年以上滞納し分割納付もしない納税者については、被保険者資格証明書の交付をするなど、住民福祉課と連携し、少しでも未収金をなくするように勤めているところでございます。また、町外者を含め、徴収が困難な納税者に対しては、収納対策室への移管作業をしているところでございますが、これですべてが解決するものではなく、双方の連携と協力が重要であります。

なお、今年度から税源移譲によって住民税が高くなっていることから、滞納者の増加が予想されます。新たな滞納者をつくらないためにも、職員一人一人の頑張りが今以上に必要となりますので、職員が一丸となって頑張っていきたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の内海中学校体育館の建設につきまして、文化ホールの要素を盛り込んだものにしてはと、ご意見でございますが、内海中学体育館の設計問題につきましては、3番議員さんにお答えいたしましたように、次回の検討委員会におきまして十分に討議いただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。私の町長としての基本的考え方は、身の丈に合うた予算編成をしなければならぬと、行政改革の中で。そういう厳しさを思っておる次第でございます。ご理解賜りたいと思っております。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、次の1点について質問をいたします。

ここ数年来、農家の高齢化、後継者不足などで、農地などの管理が難しくなっている中、行政の支援を受け地域全体で環境整備などに取り組んでいく、農地・水・環境保全向

上対策事業が本年度より導入されました。本町でも、古郷、二面の2地区で計画がされているようでありま。今後の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。以上。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番議員のご質問にお答えをいたします。

農地・水・環境保全向上対策事業は、平成17年11月、国において閣議決定された農業の経営所得安定対策大綱の大きな三本柱の一つで、今年度から実施の事業でございます。

事業の詳しい内容及び取り組みにつきまして、担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 11番渡辺議員のご質問にお答えします。

農地・水・環境保全向上対策事業は、農業及び農村の基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持増進することを目的に、農業者のみならず、地域住民が協力して、地域ぐるみで効果の高い共同活動を実施するもので、本町では安田東谷地区20.7ヘクタールと二面地区5.8ヘクタールで取り組み、平成19年3月には事業の活動組織として、安田東谷地区は東条地区農村環境保全集団、二面地区では二面地区保全活動組織が設立され、今後5年間にわたって事業活動に取り組むこととなっております。5年間の継続事業が条件でございます。

取り組みの具体的な内容といたしましては、設定した区域すべての農地で継続して耕作することはもちろんのこと、農地畦畔、農道、水路、ため池など、農業用施設周辺のきめ細かな除草や水路の泥上げ、農業用施設の点検、ごみの撤去などの整備、修繕のほか、農村環境自然向上活動として、2つの地区とも生態系保全をテーマに生態系に配慮した施設の適正管理などの取り組みを計画をしておるものでございます。

共同活動の具体的な内容のうち、農地畦畔や、その地先の農道、水路については、基本的には個々の耕作者が草刈りや泥上げなどの管理をすることとし、ため池堰堤の草刈りなどは共同で実施をするとともに、農業用施設の適正な管理のため、香川県土地改良事業団体連合会に機能診断を行っていただき、その結果をもとに維持、修繕を実施することとしております。

また、自治会などの地域住民は、対象地域内のごみ撤去や清掃活動、メダカやホタルなどの生態の保全のために必要な管理や生物の生息状況の把握などを農業者と連携して実施することとしております。さらに、安田東谷地区では、農業者ぐるみで取り組む先進的な営農活動として、環境に優しい農業、具体的には種子の温湯消毒による農薬の使用料や堆肥を施用して、化学肥料使用を5割以上低減する取り組みを33の農家が12.6ヘクタールで

実施をする計画としております。このため、水田の土壌診断をして、土の状態を把握するとともに、昨年12月には堆肥を散布して準備を進め、農協にも種子の温湯消毒による育苗を要請し、また19年6月1日付でエコファーマーの認定も受けて、取り組んでいるところでございます。

なお、7月には、町とそれぞれの活動組織間で活動計画などの協定の締結を予定をしているところでございます。

また、交付金につきましては、活動区域の農振農用地に対し年間10アール当たり田4,400円、畑2,800円、その上に環境に優しい農業への取り組みには、田10アール当たり6,000円が交付され、その財源内訳といたしましては、国が50%、県25%で、町の負担が25%となっています。

町といたしましては、地域の共同活動への意識向上や農業生産振興はもとより、自然環境や景観、防災機能の保全などにも資する事業であると考え、東条地区農村環境保全集団、二面地区保全活動組織の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） この施策は、最近荒れ地になっておりつつ、田とか畑の非常にいい原状回復にする施策としてはいいんじゃないかというふうに思っております。5年間というような期間設定であるようですが、田とか畑というのは子々孫々まで受け継がれていくというようなものでありますので、この新しい農業の試みの仕方もあるようでありますので、この5年間で大きな成果が期待されるわけであります。今後とも、それ以後も、いろんな問題も出てきましようが、引き続きひとつ力を入れてやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 次、12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） ちょっと口が遅いのに、3つも書いてきました。よろしくお願いいたします。まず、きょう、ごみと猿と宝島ということで発表します。

まず、1番目のコミュニティーとは、保健委員さんに私たちは非常にお世話になっておるんですが、ごみはゼロ戦争5月30日になかなかごみはなくならんなど、ごみ戦争と言われて久しいですけども、今回も結構ごみがあるなということで、不燃ごみと粗大ごみについて問題が変わりまして、19年、20年の険しい中でよく検討し、不燃ごみ、粗大ごみの有料化についてであります。

平成21年度より不燃ごみ、粗大ごみも有料化が予定されています。金額、徴収方法、回収方法はどのように予定されるのでしょうか。また、実施するとなれば、ごみの不法投棄がふえると思いますが、対策はどのように予定されていますか。

2つ目、草壁商店街に出没するお猿さんについてであります。

草壁商店街、私とこの近くなんでありますが、大きなお猿が大きな金玉をぶら下げて闊歩しております。草壁商店街に出没する猿なんです、農作物はもちろんのこと、商店や民家に入り込み、商品に手を出したり、仏壇のお供えをかつぱらうなど、住民は困り果てています。新茶さん、一体どうしたらえんぞ。小学校の通路でもあるし、被害が出ると大変じゃど。これは、はぐれ猿のしわざなんです、何匹もおる。最低、私が目っこおりたんでは、3匹はおります。先日6月……、これちょっとミスプリントなんです、6月10日付の新聞によりますと、イノシシ、トド、猿等の害獣対策に自衛隊の活用を前向きに法整備するとの記事がありました、この記事を見られて、どういう計画でしょうか。何か秘策はありませんか。

3番目、二十四の瞳映画村開村20周年記念イベントについて、財団法人の方でございますから、返答はかなり皆さんにご検討していただくほどないかと思うんですけども、先日私は、草壁港の方で、少年、親子連れに会いました。のぼりがはたはたとなびいております、そののぼりを見まして、おっちゃん、宝探しってどんなこと、言われました。当然のことながら、私は十分な説明ができませんでした。非常に残念に思い、ちょっと皆さんに報告できるかどうか、こういうもんをもらってまいりました。これは、「冒険の書」というやつです。いわゆるベンチャーをこの本に書いておるんです。それで、お子さんに言いました。また小豆島へぜひ来てちょうだい、今度おっちゃんで行こうという話をしました。結局、チャレンジをしてみようと思います。何かと言いますと、チャレンジすることによって、松本さん、リピーターがふえるんです。ということで、私があの子連れを案内すれば、3人客がふえるということです。

これを3点質問させていただきます。どうも濟いません。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の不燃ごみ、粗大ごみの有料化についてでございますが、ご質問の不燃ごみ、粗大ごみの有料化につきましては、小豆島町行財政改革の集中改革プランの一つとして、今後実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

家庭から出るごみを減らすことは、私たちの生活を快適にするばかりでなく、ひいては

自然環境の保全にもつながります。町民のだれもが行政サービスの向上と少ない負担を望んでいることは当然であります。しかしながら、ごみを大量に出す家庭も、そうでない家庭も、同じ負担では不公平だと考えます。行政サービスに見合った応分の負担を求めることが不公平感を取り除くこととなり、また有料にすることでごみの減量化にもつながるものと期待をいたしております。

詳細につきましては、担当課長から後ほど説明をさせます。

2点目の有害鳥獣に関する質問ですが、実際に現場に関係しております担当課からご説明を申し上げます。

3点目の二十四の瞳映画村開村20周年記念イベントについてであります。

二十四の瞳映画村は、昭和62年7月のオープン以来多くの方々のご支援によりまして、本年度に開村20周年を迎えることになりました。これに至るまで、教育の原点はここにありと、皆様方に映画村を広くPRさせていただき、深く感謝をしておりますでございます。

さて、ご質問の開村20周年記念イベントは、宝探しイベント「小豆島探偵団～探す宝は銀のオリーブ～」であろうと存じます。このイベントは、ポスターなどでも周知をしておりますように、例年実施しております基本イベントのほかに、二十四の瞳映画村開村20周年記念イベントの一つとして、6月1日から9月30日までの4カ月間をイベント実施期間として開催しております。

概要といたしましては、映画村などで冒険の書を購入し、町内の観光施設に隠れたキーワードを探し出し、解答用紙を所定の場所に投函することにより、旅行券や最新ゲーム機など、抽せんで当たる参加体験型のイベントでございます。

なお、詳細につきましては、商工観光課長から後ほど答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 12番議員のご質問にお答えします。

現在、ごみの分別はかなり徹底されてきてはおりますが、いまだに不燃ごみの中には空き缶や空き瓶、あるいはペットボトルなどの資源ごみが含まれております。これらの資源ごみも不燃ごみを有料化することによりましてリサイクルに回され、循環型社会の構築に向けてのより一層の取り組みともなります。それにも増して、ごみの分別は、埋立処分地の延命化にもつながります。不燃ごみ、粗大ごみによる徳本、吉野両地区の埋立処分地も無制限に受け入れできるわけではございません。いずれは満杯となり、次期の最終処分地を建設しなければなりません。そのようなことから、埋立処分地を一年でも延命化させる

手段としても、有料化は避けて通れない道でございます。

ご参考までに、不燃ごみ、粗大ごみの有料化でございますが、香川県下のほとんどの市町が既に実施をいたしております。

なお、料金の設定、収集の方法などにつきましては、今後十分検討し、町民の皆様方のご理解をいただいてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いする次第でございます。

また、不法投棄対策についてでございますが、一部の心ない人による不法投棄はなかなか後を絶ちません。可燃ごみ指定袋制度の導入や特定家電リサイクル法の施行なども多少影響しているものと思われませんが、モラルの低下は否めません。不法投棄があった場合には、関係機関の協力のもとに投棄者の特定に努め、判明すれば厳重に注意、指導をいたしておりますが、最終的には町民の皆さん方の良識ある行動にゆだねるために、町広報での啓発や不法投棄防止用の看板設置などにより防止に努めてまいりたいと考えております。何とぞ、議員各位におかれましては、不燃ごみ、粗大ごみの有料化にご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 2点目の草壁商店街に出没する猿についてのご質問にお答えをいたします。

草壁商店街に出没する猿につきましては、民家へ侵入して食べ物をとったり、最近では老人や子供などを威嚇するなど、住民の方々がその対策に大変苦慮されていることは承知をしております。

町におきましても、今までに地区住民の協力のもと、捕獲箱の設置を3回試みましたが成果なく、捕獲箱より効果的な方法はないかとおしかりもいただいているところでございますが、なかなか効果的な方法がないのが現状でございます。特に、この猿につきましては、集落内であり、銃による駆除は不可能と考えておるところでございますし、すみかの特定が困難な上、出没状況も神出鬼没と聞いております。留主の間に民家へ侵入するなど、かなりの知能があると思われ、捕獲わな設置につきましても設置場所の特定も難しく、またわなによりましては住民にも危険が伴うことから、設置場所も限られ、安全管理面も厳しいなどで、現時点では残念ながら特に有効な秘策はありませんと答えるしかございませんが、以前池田蒲生地区におきまして、民家に出没する猿を住民の協力によりふる場へ追い込み、猿の専門的知識を有している民間の方をお願いをして捕獲に成功をしたことがございます。

草壁商店街の猿につきましても、簡単にできることではなく、非常に難しいとは思いますが、地区住民のご理解とご協力をいただき、どこかに追い込むなど、専門的知識の方にも相談し、場合によっては協力要請をするなどの捕獲対策を検討したいと思います。

なお、猿に限らず、全国的に野生鳥獣による農作物被害は年々増加し、特に小豆島においては猿、シカによる被害が多く、その対策に苦慮しており、小豆農業改良普及センターを事務局として、平成12年には小豆地域鳥獣害防止対策協議会、平成17年度には小豆島猿被害対策会議を設置し、防止対策の検討、研究に取り組んでいますが、これまた現在のところ効果的な対策が見当たらないのが現状でございます。

また、新茶議員からご指摘がありました、国の自衛隊を活用した有害鳥獣対策の法整備ということでございますが、新聞報道によりますと、自治体が有害鳥獣対策計画を作成して、知事らが自衛隊の派遣協力を要請できる仕組みをつくり、自衛隊は、これは基本的には人里へ入ってくるのを防ぐというようなことでの侵入防止さくやわなの設置、けもの隠れ場所となる耕作放棄地の草刈りなどへの協力を想定をしているようでございます。また、さらに銃による駆除が法的、技術的に可能かも検討するというところで新聞報道がなされているところでございます。このような国の対策や各地での対策や成果などを小豆地域鳥獣害防止対策協議会を中心に情報収集、分析し、それを参考にするなどして、今後効果的な有害鳥獣対策に努めたいと考えております。

以上、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 12番議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の宝探しイベントにつきましては、開村20周年記念イベントの一つとして、岬の分教場保存会が主体となって実施をしておりますが、来年度に本番を迎えますオリーブ100年祭の支援イベントとしてもタイアップしてございまして、オリーブ100年祭の実行委員会も共催に加わっております。

具体的なイベント内容でございますが、12番議員もお持ちでございますが、参加者には宝探しのヒントを記載しております、ガイドブックのような冒険の書を1部500円で購入していただき、映画村やオリーブ公園、オリーブ園に隠されたキーワードを探し出して、冒険の書に添付をしております解答用紙に記入指定いただき、映画村、オリーブ公園、オリーブ園内に設置している投函箱に投入していただくものでございます。

なお、キーワードが3つ以上発見できれば、解答用紙を投函された時点で参加賞が贈呈

され、また4つすべてのキーワードを発見できれば、豪華景品が当たる抽せんに挑戦できるものでございます。

また、冒険の書につきましては、映画村のほか、オリーブ公園、オリーブ園、土庄港の小豆島観光旅館組合、観光案内所、島内4店舗のサンクスでご購入いただけます。二十四の瞳映画村とオリーブにちなんだストーリー性のある宝探し、いわゆるトレジャーハンティングでございますので、キーワード等の内容につきましては説明を省かせていただきます。

12番議員のご指摘のように、リピーター確保も目指しておりますので、来年のオリーブ100年祭におきましても、プレの本年から本番の年へ継続的なイベントの実施に向けまして、仮称ではございますが「小豆島探偵団～金のオリーブを探せ～」と題した宝探しイベントを来年度も開催するという方向で検討を進めておるところでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） オリーブの話は金のオリーブを探して頑張ります。来年1年、ご迷惑さんでも、よろしくお願ひします。終わります、どうも。

議長（中村勝利君） 次、2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） どうも失礼します。私からは、国道の役場前より町道亀山線の町道整備についてちょっとお願いなり、お尋ねをいたしたいと思ひます。

国道、役場、亀山橋、亀山八幡宮を通る町道は、車のすれ違いもできないほど狭いところが何カ所かありまして、言ってみれば、小豆島町の玄関口でもありますし、出会い頭の交通事故というのは年に1度ぐらひは起きるんじゃないかと思うぐらひ多く起きるともあります。早急な改善を行ってほしいということで、この質問に至っております。よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の路線は、池田中心部に位置をいたしまして、起点が国道436号から小豆島町役場池田庁舎に至る点滅式信号のある交差点でもあり、また県道三都港平木線を横断し、海岸に突き当たるまでの1級町道であります。沿線には、役場を初め、農協、消防池田分署、また町営住宅、亀山八幡宮などがありまして、池田小学校の通学路にも利用されている重要な路線で、通行車両や歩行者も多い状況にあることはご承知のとおりであります。しかしながら、車両の対向を可能とし、舗道も確保するとなると、現在の倍以上の道路幅

員が必要であります、沿道には家屋も多く、池田大川を横断する亀山橋も幅員不足から、かけかえが必要であります。全線の道路整備には多額の事業費だけでなく、家屋の移転なども含めた地域住民の多大な協力が不可欠となります。仮に、現在の路線の中で特に危険箇所の隅切り、あるいは待避所が必要な箇所を局部的に整備するにしても、用地買収や家屋移転などが発生し、地権者の理解と協力なしでの実現は不可能であります。このようなことから判断いたしますと、早急な対応は難しく、今後地元の意見も十分聞きながら、あらゆる角度から慎重な検討、協議を重ねた上で、総合的な判断のもとに方針を決定すべきだと考えております。今後の大きな問題だと思っております。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 今、町長さんが言うてくれましたように、一番幹線道路として幅員も狭く、交通事故も多々あると。ただし、広げるとなると、家があつてなかなか難しいと。町としては、広げる計画というのを確実に持っているのかと。広げたらええなというんではなしに、こういう計画を絶対、1年、2年ではできませんけども、10年、20年後にはこの計画にしますと、そういう計画を示してもらって、その方向に対して、そういう買収計画なりお願いなりをしていくと、そういうふうな方針をきちっと示してほしいということであります。

それと、迎地の中道から平木の方へ通って出ていく道が、割合道をよく知っている人は、国道の迂回路といいますが、あれを真っすぐ平木に出て、平木の信号のところを土庄に行く方が交通の便がよいんで、内海から真っすぐ八木石油のところから池田の迎地の方の入ってきて、真っすぐ突っ切る人が割合多いんです。だから、あそこの角自体も非常に通勤時間なり何なりは危ないと、その逆もあるんですけども。だから、そういうところも加味して、早急な対策をお願いしたいと、よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 2点の質問というか、要望かと思えますけど、広げる計画を今の時点で持つておるかということが第1点でしょうけど、今現在今回の議会の質問で初めて私は聞いた要望でございまして、今の段階でここを広げようとか、具体的な計画は持つておりません。それらも含めて、今後の総合的な判断になっていこうかと思えます。

それともう一点、この質問の通告を受けましてから、建設課の職員、技術職員、私も含めまして、4名で現地の現況の幅員、また家屋の状況、そういったものも写真を撮りながら歩いてみたんですけど、2点目のあそこの迎地の方から浜条へ抜ける町道迎地線と、この亀山線の変則的な交差点のところの倉垣さんですか、空き家になってございまして、

そこの交差点のことを言われておると思いますが、確かに変則的な十字路になっておりまして、曲がりにくい上に、亀山橋の方へ左折しようとした場合に、まずブロック塀が障害となって見通しが悪いということで、確かに曲がりにくい状況でございます。それを解消するといえますか、そのために正面の電柱の高い位置にカーブミラーがついておるんですけど、ちょっと位置的にも高いのかなという感じも受ける。それと、カーブミラーの方向も若干修正が必要かなという感じも、そのときは受けました。ただ、車の大きさ等によっても、その向きも多少は違ってくるでしょうけど、その辺の微調整はすぐにでも対応できるんですけど、ブロック塀を壊して庭木の補償、そういったものも必要となってまいるので、これもやはりいろいろ十分検討した上で、地権者の方にもご相談しながら検討を進めていかざるを得ないのかなということで、きょうははっきりと明確にお答えできるだけの検討は現在のところはまだできておりません。以上です。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第5号 一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第6 報告第6号 介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第7号 水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、報告第5号一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、日程第6、報告第6号介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、日程第7、報告第7号水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 報告第5号一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

平成18年度予算の繰越明許費繰越計算書についてでございますが、さきの3月議会で予算議決いただきました一般会計の繰越明許費に係る財源内訳などの計算書の報告でございます。

また、報告第6号につきましては、介護保険事業特別会計の繰越明許費に係る財源内訳などの計算書で、報告第7号につきましては、水道事業会計の繰越明許費に係る財源内訳などの計算書でございます。

報告内容につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第5、報告第5号一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての内容説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 報告第5号一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

この件につきましては、3月定例会最終日におきましてご可決を賜りました平成18年度小豆島町一般会計補正予算の繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項に基づき繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

次のページ、2ページをお開き願います。

繰越計算書でございますが、まず西城地区集会所建築助成事業でございますが、建設用地の再検討及び建設用地の農地転用に日数を要したため工事着手が遅延し、繰り越しを行っていたものでございます。

次に、内海ダム開発事業出資金でございますが、用地交渉のおくれにより県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行ったものでございます。

次に、道路河川台帳整備事業以下、括弧書きで合併推進体制整備費補助事業とあるものにつきましては、合併の支援措置として市町村の建設期間内に補助されることになっている市町村合併推進体制整備費補助金が、景気の拡大を背景に急遽前倒しして交付されることになり、3月議会において補正をさせていただき、繰り越しをしたものでございます。

次に、内海中学校改築事業でございますが、建築確認申請において事前協議では不要とされていた仮設道路に伴う仮使用承認申請が必要となり、県からの許可に日数を要したこと、また当初は指名競争入札を予定していたが、一般競争入札を行うことになったため、日数を要し、工事着手がおくれたため繰り越しをしていたものでございます。

翌年度繰越額、財源内訳などについては、掲げてあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 次に、日程第6、報告第6号介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての内容説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 報告第6号介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

3ページを開いてください。

この件につきましては、3月定例会において平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算で可決を賜りましたが、繰越明許費については、地方自治法施行令第146条第2項に基づきご報告を申し上げます。

4ページの繰越計算書をお開きください。

介護保険システム改修は、このたびの今度改正されます医療制度改正に伴い、介護、保健、後期高齢者における保険料の特別徴収と高額医療、高額介護の合算制度が平成20年4月から実施されることになっております。これに伴う介護保険システムの改修をするものです。

国では、平成18年度に補正予算で対応し、市町村に内示はしましたが、システム内容がまだ決定していませんので、繰越明許をし、平成19年度で改修事業に対応するものであります。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、日程第7、報告第7号水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書についての内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 報告第7号水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

お手元の資料の6ページの方をお開きをいただきたいと思います。

平成18年度の小豆島町での水道事業会計で予定をいたしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので香川県が事業主体の事業1件とかんかけ配水池移転事業に伴う用地取得事業1件でございます。

1件目は、内海ダム再開発事業に関する利水負担金として、事業費の4.8%相当分となります2,486万4,000円を計上をいたしておりましたが、事業主体であります香川県が事業を繰り越したことから、平成18年度中に支払い義務が生じなかった1,294万8,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越しをしたものでございます。繰り越しの財源は、既収入特定財源が7万7,000円、企業債が60万円、国、県の補助金が791万3,000円、一般会計出資金が431万6,000円、当年度損益勘定留保資金が4万2,000円でございます。

2件目は、内海ダム再開発事業に伴うかんかけ配水池の移転先の用地買収予定地4件のうち、神社庁の許可に期間を要したものの1件、また相続人の調整に期間を要したものの1件、合計2件の契約を翌年度に繰り越しをしたもので、繰越金額は用地費と物件補償費で164万2,811円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰り越し手続は、一般会計の明許繰り越しとは異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業管理者権限により決定をし、地方公共団体の長への報告により成立するものとされており。また、報告を受けた地方団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされており。本日もお手元の資料のとおりご報告をいたすものでございます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第8 議案第44号 専決処分の承認について（平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第1号））

議長（中村勝利君） 次に、日程第8、議案第44号専決処分の承認について（平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第44号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、去る5月28日に小豆島町湯水対策本部を設置いたしましたように、湯水対策に関し早急な手だてが必要になってまいりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度小豆島町一般会計予算の補正を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいたさうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第44号専決処分の承認について。

専決事項、平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第1号）専決処分の理由でございますが、ご案内のとおり、本年においては極端に降雨が少なく、1月から5月末までの降雨量は、内海ダム観測で225ミリ、昨年比で57.9%と少なく、過去10年間の平均降雨量471ミリと比較いたしましても、約47.8%と非常に少なくなっております。今後まとまった降雨がない場合、夏にかけて深刻な湯水が想定されることから、去る5月28日付をもって小豆島町湯水対策本部を設置し、当面は水道需要家の皆様への節水の呼びかけ、予備水源の確保などの対策を講じる

こととし、所要の経費について専決処分をさせていただいたわけでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

説明資料の1ページが小豆島町一般会計補正予算（第1号）になっております。その歳入から説明をいたします。

8ページをお開き願います。濟いません。今の専決処分のところの8ページ、濟いません。もとへ戻ってください。議案第44号の8ページですね。そこへ戻ってください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,243万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を79億743万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容ということで、補正予算説明書により説明をいたします。その歳入から説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、3目2節湯水対策費補助金100万円でございます。これは、市町水道湯水対策施設整備費県補助金の交付を受け、緊急用水道連絡管の整備を行うとすることでございます。補助率は3分の1となっております。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金2,143万6,000円、湯水対策経費の財源をここで対応しております。

以上、歳入の補正額合計は2,243万6,000円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款衛生費、3項水道費、4目湯水対策費、3節職員手当等280万円でございますが、これはバルブ操作等に必要な職員の時間外勤務手当でございます。同じく7節賃金24万5,000円ですが、草刈り等の人夫賃金でございます。同じく9節旅費14万7,000円ですが、県との連絡調整、また事業の推進に必要な旅費でございます。同じく11節需用費376万1,000円で、1の消耗品13万4,000円でございますが、節水こま、懸垂幕などの購入に要する経費でございます。2の燃料費8万9,000円ですが、車の燃料代でございます。3の印刷製本費15万8,000円ですが、節水啓発用チラシなどの印刷代でございます。4の光熱水費90万円ですが、仮施設のポンプ等の電気代でございます。5の修繕料150万円ですが、湯水対策施設のポンプ等の修繕代でございます。6の医薬材料費98万円でございますが、水道用水の消毒用医薬品代でございます。同じく12節役務費264万3,000円ですが、その中の1の通信運搬費15万円、N T Tの専用回線使用料でございます。2の手数料249万

3,000円ですが、チラシの折り込み手数料、浄水場等の運転操作に必要な経費でございます。同じく13節委託料50万3,000円ですが、これは水質検査委託料でございます。同じく14節使用料及び賃借料10万円で、1の借上料5万円ですが、重機の借上料でございます。2の土地借上料5万円ですが、竹生の配管接続箇所の民有地の借上料でございます。同じく15節工事請負費430万円ですが、緊急連絡管等設備工事等に必要な経費でございます。既にご存じかと思いますが、竹生のところでつなぎの工事を実施しております。同じく16節原材料費220万円ですが、仮設配管用の原材料代でございます。同じく19節負担金補助及び交付金573万7,000円ですが、これは吉田ダム受水負担金でございます。

以上、補正予算総額は2,243万6,000円の増となっております。

以上で19年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 8ページのところですが、既に竹生のところで看板も出して、工事にかかってきているのかなというのを確認したわけですが、これに伴ってどういうふう  
に水の送水なりが実施されていくのかという点、それと19の負担金ですが、これについて湯  
水でということですが、通常の当初の19年予算との関係で、この受水費は当然広域の方に  
払うということの予算が計上されているわけですが、なおこれが必要になるという、そう  
いう仕組みと申しますか、内容について伺いたいと思います。

それと、役務の方で手数料が249万3,000円言われましたが、金額が大きいんですが、そ  
れに対してチラシ折り込み手数料も言われましたが、運転操作に必要な経費というような  
ことを言われましたが、先ほど運転何がしの操作ということで人件費も計上してるわけ  
ですが、ここで役務っていうのはどういうふうなことなのか、伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 今回の補正につきましては、基本的には、また天候の状況に  
よりますけれども、9月に議会のチャンスがあるということで、6月から9月の間の補正  
ということで解釈をいただきたいと思います。

それで、工事の関係でございますけれども、旧3町の時代、やっぱり水は大切な資源と  
いうことで、なかなか相互融通ができておりませんでした。それで、ただ1度昭和58年の  
段階で、池田町から内海町へ日量200トン余りの応援送水をしていただいたことがござい  
ます。道路工事に伴って、その配管については撤去されておりましたけれども、今回の湯

水状況の中で、予備水源を含めると、旧池田地区が予備水源が相当ございますし、使用料が旧の内海町と比べて約4分の1というような状況もございますので、今現在迎地のポンプ場と北地の浄水場を運転をさせていただいて、日量約450トンの水道水を新規に確保をいたしております。そのうちのどれぐらいいけるかがちょっと模索しながらということでございますけれども、旧の町境のところでは接続をして、三都半島の高所の配水地域に影響がない範囲で内海地区の一部の地域、主として西村地域になりますけれども、そちらの方へ少し水を応援するような格好で原水の均等化を図っていきたいというふうに思っております。

ちょっとあと、負担金の問題でございますけれども、負担金については、企業会計の水道事業の方では、通常の3,600トンの受水ベースで予算を置かせていただいております。旧の内海町でいきますと、1,661トンから、今現在は2,186トンに、旧の池田町ベースでいきますと、562トンが740トンに増量するような今運用をいたしておりますので、この差額分703トンについて一般会計の方で補正をお願いをいたしておる分でございます。期間については、先ほど申し上げましたように、3カ月分ということでございます。

それと、役務費の関係ですけれども、役務費で先ほど申し上げました迎地のポンプ場、それと北地の浄水場につきましては、旧の池田町時代に簡易水道で使われておったのと、それ以降については湯水の時期に運転をされておったというふうにお聞きして、平成14年以降には使われておりませんでした。それで、機器類、設備類は非常に古いものですから、手動の操作で運転をする部分が相当ございます。電気関係、モーター関係を熟知した専門の方に運転をお願いをするということで、今現在は契約をさせていただいて、西口水道さんの方に運転管理をお願いをいたしております。これについても、とりあえずは9月までというような予定でございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 濟いません。もう一つちょっと理解できないんですが、吉田ダムを受水の問題は、旧でいくと、それぞれの町の導水と申しますか、分量っていうのがあろうと思うんですが、それを合併によって2町の導水する水量というものが両方で譲り合いと申しますか、できるんだろうというふうに思うんですけれども、今のトン数以上に受水が必要であると、そのための負担も必要だというふうなことになるのかどうか、そこら辺が理解がちょっとできないわけです。もともとの1日トン数量、それぞれ旧町であると思うんです、確保できるトン数。それ以内であれば、別に新たに広域の方に受水費用を払う

必要ないだろうし、その1日量要る以上に今湧水のためにとらなければならないということなのか、そこら辺の意味合いがちょっと理解できてないんで、よろしく。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 湧水対策本部の本部長といたしましてご答弁申し上げますが、ご案内のとおり、吉田ダムの取水量につきましては、旧の3町合わせまして最大5,000トンでございました。3町時代におきましても、通常安定給水、それからまた資源の温存というような形で、この5,000トンをフルにはとっておりませんでした。通常の場合は、3町で3,800トンベースぐらいでとっておったわけなんです。ですが、やはり吉田ダムに依存しなければ原水が足りないということで、それぞれの割り振りの水量のいっぱい、最大5,000トンになるわけなんです。そのベースの同じような比率でとっていきますと、当初予算では3,800トンベースで予算トン当たり68円たしか置いておると思うんですが、湧水で余計に通常のこちらへ来ている水よりか量を多くしたわけなんです。予算に計上しておりませんので、新たにそれを掛け算しまして、その取水量ということになってくるわけでした。

68円は要らんのやないかというような考え方もあるかわかりませんが、当然あの水自体は、吉田のダムの下へたん流して、ポンプアップをして、電力を使って、モーター使って、そういうような必要経費というんが、たしかトン68円、これが必要でございますので、湧水で余分に私方のとれる量は、小豆島町がとれる量は全部とって、それに68円掛けた。9月までを出した金額になっておるわけでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） その説明もわかりましたが、今助役がおっしゃったように、3町で5,000トンということですよ。その割合でいくと、今現在この小豆島町としてとれる水っていうのが担保されてるんじゃないんですか。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 副町長、助役ではございません。

（14番村上久美君「済いません」と呼ぶ）

それで、要は、言われておる、通常は3,800トンとれば、小豆島町の場合は……、3町か。

（14番村上久美君「3町」と呼ぶ）

ごめん。3町で3,800トンで賄えるんですよ。それがどうしても水源枯渇で最大限の5,000トンに持っていかなければならないということで、今申し上げましたように、必要

な電力とか経費等が出てきますんで、当初予算では3町分で3,800トンぐらいの費用が計上しておりませんので、別途に要るやつを今回湯水で持っていこうと、一般会計の方の費用で持っていこうということでございます。わかりませんか。

要は、比率を変えたということです。吉田の方をふやした。内海ダムがないから、こっちをふやしたと。

(14番村上久美君「はい」と呼ぶ)

議長(中村勝利君) 3回質疑しておりますので。

14番(村上久美君) ちょっと濟いません、理解できない。だから、小豆島町として、それじゃあその基本的なベースとしてとれるのが幾らかというふうに言ってくださったらわかりやすいんじゃないですか。

5,000トンいう、そういう全体の数量でなくて、小豆島町として。

議長(中村勝利君) 副町長。

副町長(吉岡忠昭君) 比率でも申しますと、旧の町ごとに申し上げますと、旧池田町が14.80%、それから旧内海町が43.71、それを足した率です。そういうことのあれになって、58.51%が小豆島町の取水可能な量ということで、精いっぱいそれを現在とらせていただいております。以上。

議長(中村勝利君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は承認することに決定されました。

暫時休憩します。再開は3時30分。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時29分

議長(中村勝利君) 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 議案第45号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第45号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第45号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、さきの3月議会におきまして推薦につき同意をいただきました竹本郁子氏が、その後体調を崩され、委員の職を辞退したいとの強い申し出がございました。これに伴いまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たな委員の選考を行いましたところ、本町安田の中武義影氏が人格識見高く、これまで積極的に社会活動にも携わり、人権擁護に深い理解を有しておられます。同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、中武義影氏の略歴が抜けておりましたので、追加資料として本日皆さんにお配りをいたしております。ご了承いただけますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第45号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第46号 「人権尊重の町」宣言について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第46号「人権尊重の町」宣言についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第46号「人権尊重の町」宣言について提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げます、「人権尊重の町」宣言につきましては、旧内海、池田両町におきまして平成5年3月議会で、旧池田町では町長提案、旧内海町では議員発議で提案され、ご議決をいただいた宣言であります。

合併時の協定項目の中で慣行の取り扱いがございまして、本宣言につきましては、現行制度をもとに新町において調整するとの合意を合併協議会においていただいております。今般、調整が終わりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 本宣言につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたように、旧内海町、旧池田町においてご議決いただいたものでございます。

旧2町の宣言内容につきましては大きな差がなかったため、両町の宣言をもとに、庁内関係課で協議、調整したものであります。

宣言文につきましては、議案14ページに記載されておるとおりであります。

読み上げます。「人権尊重の町」宣言。すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。小豆島町民は、基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、町民一人一人がお互いを理解し、人権意識の高揚に努め、人が人に差別されない、人が人を差別しない社会の実現を希求する。ここにあらゆる差別の撤廃と人権の確立を誓い、本町を人権尊重の町とすることを宣言するという宣言であります。

調整内容につきましては、旧池田町の宣言で申しますと、宣言文の下から2行目にあります「あらゆる差別」の前に「部落差別を初めとする」字句がございました。これと「本町を」の前に「明るい、住みよい池田町を築くため」の字句がありました。この字句を除きまして、本宣言としたものでございます。

以上で議案第46号の「人権尊重の町」宣言についての説明を終わります。よろしくご審

議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第47号 平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第48号 平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第47号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第48号平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第47号平成19年度小豆島町一般会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第2号）で追加補正をお願いいたします額は2,224万2,000円でございます。補正の内容といたしましては、総務費255万円、農林水産業費561万円、商工費1,000万円、土木費125万円、教育費283万2,000円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第48号平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容につきましても担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第11、議案第47号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第47号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

15ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出の予算補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,224万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億2,967万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明をいたします。

13ページ、14ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。15款県支出金、2項2目農林水産業費県補助金、3節水産業費補助金392万円でございます。これは、橘地区築いそ設置事業について県より採択の通知を受けたため、補正を行うものでございます。補助率は10分の7となっております。

同じく3項委託金、5目教育費委託金、2節小学校費委託金101万6,000円ですが、これは県からの委託事業である英語活動等国際理解活動推進事業の受け入れによる委託金でございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金55万円でございますが、これは小豆島高校野球部の強化費として7名の方より寄付があったものを受け入れするものでございます。

次に、18款繰入金、1項11目1節文化財保護育成基金繰入金10万円ですが、これは県指定文化財になっている福田八幡神社社叢の枯れ木除去事業補助金に充当するため繰り入れするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,465万6,000円ですが、今回の補正による一般財源の不足額をここで調整を行っております。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入200万円ですが、これは北地地区防災会から申請が出ていた機材及び倉庫の整備について、コミュニティー助成事業の交付決定があり、ここで受け入れを行い、同額を事業主体である北地地区防災会に助成をするものでございます。

以上、歳入の補正額合計は2,224万2,000円となっております。

次に、歳出の説明をいたします。

15ページ、16ページをお開き願います。

2款総務費、1項10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金255万ですが、1の自主防災組織育成事業補助金200万円につきましては、先ほども申しましたとおり、北地地区防災会の機材及び倉庫の整備についてコミュニティー助成事業の交付決定があったため助

成するものでございます。2の小豆島高校後援会助成金55万円につきましても、先ほども申しましたとおり、小豆島高校野球部への寄付金同額を小豆島高校野球部へ助成するものでございます。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁場整備事業費561万円ですが、橘地区築いそ設置事業が県より採択通知を受けたため、事業に必要な経費を計上したものでございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金1,000万円ですが、これは平成18年度に岬の分教場保存会より町へ1,000万円の寄付があったものを、今後の岬の分教場及び二十四の瞳映画村施設設備の整備及び活性化を図るための資金とするため、岬の分教場整備運営基金に積み立てをするものでございます。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、12節役務費15万円ですが、これは池田港の公衆トイレ浄化槽汚泥処分手数料でございます。

同じく5項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費110万円ですが、町営住宅蒲生団地木造2戸の解体に要する経費でございます。この住宅は、昭和29年度に建設しており、耐用年数を大きく経過しております。入居者は退去しており、木造住宅のため、地元からはシロアリの発生もとになっているというような苦情もございますので、除却するものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費80万円でございますが、これにつきましては、ご承知の方もおられると思いますが、去る4月11日に岐阜県大垣市の小学校で木製遊具が転倒し、児童13人が負傷する事件が発生いたしました。これを受け、文部科学省及び香川県から遊具の臨時の安全点検を緊急に実施し、不備がある場合には直ちに適切な措置をとるよう指示があり、各小学校の遊具の点検を行った結果、必要な箇所について修繕を行うものでございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

同じく、15節工事請負費91万4,000円ですが、これは18年度において地権者のご協力を得られ、用地を購入していた池田小学校駐車場の舗装工事費でございます。

同じく2目教育振興費101万8,000円ですが、歳入のところでもご説明いたしましたが、県からの委託事業である英語活動等国際理解活動推進事業の実施に必要な経費を計上いたしております。これの実施校は池田小学校でございます。

同じく6項社会教育費、7目文化財保護費、19節負担金補助及び交付金10万円ですが、県指定文化財である福田八幡神社社叢の枯れ木除去事業に対する補助金でございます。

以上、補正予算総額は2,224万2,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） ページが16ページの自治振興費の中で、自治会長から伺っとる金額と若干差異があると思います。200万円につきまして、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいま企画財政課長から説明がありましたように、平成19年度のコミュニティー助成事業の助成金ということで決定をいただいたものでございます。北地地区防災会の交付決定ということで、決定額は200万円ちょうどでございます。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 何か他地区のホースとかなんか2カ所ほど、このうち50万円が支出するというふうに伺っておりますけど、その点はどうなっとんでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 北地地区のご了解を得まして、北地地区で使うのに、これ少し余裕があるということですので、ほかからも要望を出しておりましたが、今回この1地区のみの採択でございましたので、他地区で急ぐものについて融通してもらえんかというような話を別途させていただいております。そのことだと思います。

議長（中村勝利君） よろしいか。

（8番井上喜代文君「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 18ページの外国人指導助手派遣事業業務委託料なんですけど、これは何十時間の授業というふうな形で考えておられるのか。

それと、外国人というふうなことですから外国人なんだろうと思いますが、いろいろ小学校の方で聞きますところによりますと、なかなか外国人の確保しとる企業なりと細かな調整はこれからやっていかんといかんということなんですけど、小学校の方としてというか、保護者の方としては、できるだけ外国人の人が途切れるようなことがないような形でこの事業を推進してってもらいたいというふうなことがありますんで、その辺どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） まず、時間数ですけれども、総合的な学習の時間を使っての授業等を予定しております、今現在学校の方で細かい計画を立てておるということで、私方具体的な時間数まではまだお聞きをしておりません。

それから、外国人の講師ということですが、私方がお聞きしておりますのは、高松の派遣の会社から派遣をいただく予定にしておるというんまでしか聞いておりません。ですから、講師の選定についても、学校の方に任せておりますので、私方では具体的なことはちょっと申し上げることができません。済みません。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 私がちょっと確かめたところによりますと、小豆郡内の講師というふうなことで言われておったんですが、その辺高松の方のというふうなことを教育委員会の方がお伺いすると、それちょっと違いがあるんかなと。小豆郡内のところだと、講師等がいろんな都合で途中でおらんようになるというふうな事態も今までにあつたいうふうに聞いておりますんで、その辺そういうふうな途切れるような形がないような形で企業の選定なりを、そちらの教育委員会の方から頼めるもんなら頼んでもらいたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 高松の派遣会社と申し上げましたけれども、派遣を受けるのは、まず土庄の何か英語の関係のところに来て、その方を池田小学校にという、当初はそういうふう聞いておりました。

それから、途切れることのないようにということですが、教育委員会事務局と学校の方で連携をとりながら、そういうところのないようにやっていきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 18ページの福田の八幡神社のところですが、これ文化財のということで基金の取り崩しですが、古木を除去するという費用に、こういう文化財の保護基金という取り崩しの適用なり、要件として入るのかどうなのかというのがちょっとお伺ひしたいんですが、基金の取り崩しの要件内容について伺いたいと思うんです。これが適正として処理されるのかどうなのか伺ひます。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（岡 秀安君） 町文化財補助金交付要綱の趣旨に、国指定、県指定、町指定の文化財に係る町の補助と。その指定文化財でありますから、該当するというところでございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） そしたら、この樹木がその指定ということですが、どういうところにあるものなんですか、指定されてる内容は。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（岡 秀安君） 亀山八幡宮の社叢が県指定の文化財になっております。その境内のマキの木が塩害、老化により枯れてきております。

（「亀山ではなく福田」と呼ぶ者あり）

済ません。福田八幡宮、失礼しました。福田八幡宮の間違いでした。

社叢が県指定の文化財になっております。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第48号平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 議案第48号平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条、資本的収入の補正でございます。既決の資本的収入の予定額に467万2,000円を加えて2億4,059万2,000円にしようとするものでございます。

これにより不足する財源は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「9,645万2,000円」を「9,178万円」に、損益勘定留保資金「9,645万2,000円」を「9,178万円」にしようとするものです。

内容につきましては、計画書の方でご説明をいたしたいと思います。補正予算説明書の20ページをお開きください。

設備整備の中の医療機器購入費のうちで、遠隔医療設備整備事業ということで、補助金の内示を受けました。それで、交付申請を行うために、1款資本的収入に新たに3項補助金、1目県補助金の項目を設けて、467万2,000円を補正するものでございます。

遠隔医療設備整備事業につきましては、レントゲンやCTなどの画像データを通信回線で伝送して、遠隔地で専門医の診断が受けられるシステムで、双方向での送受信が可能です。内海病院は、常勤の放射線専門医がおりますので、島内の医療機関からの依頼等にも対処できますように、支援側医療機関として整備をするものでございます。補助対象経費の2分の1、467万2,000円を計上するものでございます。

支出につきましては、当初予算設備整備費の中で予定をしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

~~~~~

### 日程第13 発議第5号 道路整備財源の確保・充実にに関する意見書

議長（中村勝利君） 次、日程第13、発議第5号道路整備財源の確保・充実にに関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 発議第5号道路整備財源の確保・充実にに関する意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成19年6月21日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。賛成者、小豆島町議会議員井上喜代文、同安井信之。

道路整備財源の確保・充実にに関する意見書。

道路は、地域住民の生活や産業、経済活動を支える最も重要な社会資本であり、島嶼部に位置する本町では、その整備に町民から強い期待が寄せられている。特に、島嶼部であるがゆえに、島内を循環する唯一の国道、県道は、異常気象による土砂崩れ等により幾度となく通行どめを余儀なくされ、島民生活や町の基幹産業である食品産業や観光産業は大きな打撃を受けてきた。また、小豆島町内にはいまだに片側一車線や舗道が確保されていない国道、県道も多く、町道に至っては人口が1万7,000人弱の町内に593路線、延長にして218キロメートルもあり、最小限の道路改良や最低限の維持管理さえ困難な状況にある。このようなことから、昨年2町合併に伴い作成中である小豆島町総合計画の中でも財政厳しい中ではあるが、旧町間の早期一体化と均衡ある発展、また地域産業の活性化を目的とし、安全で安心できる道路整備を推進しようとしている。一方、国においては、道路特定財源の見直しに関する具体策が閣議決定され、一般財源化を前提とした道路特定財源全体の見直し作業が行われている。よって、道路特定財源の見直しに当たっては、受益者負担という道路特定財源制度の本来の趣旨や地方の道路整備の実情にも配慮され、道路整備財源の確保を図り、さらには都市部の道路や高速道路の整備に偏ることなく、地方部への道路予算配分の増額と地方自治体の道路整備財源負担軽減策の充実に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日。香川県小豆郡小豆島町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、この道路整備財源の確保・充実にに関する意見書については反対をいたします。

町民の生活道路について、安全で安心のできる道路整備のための予算確保と財源負担軽減の充実にの要望については賛同できます。しかし、道路特定財源については、見直し作業が行われているとありますが、実際にはその具体化は20年の通常国会において所要の法改正を行うとして、来年に先送りしてしまい、07年度からは道路歳出を上回る税収は一般財源とするとしただけにとどまりました。この結果、07年度予算では、道路特定財源そのものは温存され、ただ余った分はほかに使うというだけになりました。これでは、昨年までとほとんど変わりません。

道路特定財源は、国道、県道の舗装率が5%以下しかなかった半世紀前に始まった制度です。今では、舗装率は97%に達しており、この制度を続ける理由はありません。特定財源として道路に使い道を限定しているため、税収がふえれば道路を余分につくるというむだ遣いの温床になってきました。政府は、公共事業の重点化、効率化の名目で生活道路の予算を削る一方、大都市圏の自動車専用道など、財界奉仕の大規模事業に配分を集中しています。これが一層のむだ遣いと環境破壊を進めています。政府は、難病医療の補助や生活保護を削減し、リハビリを制限するなど、社会保障の冷酷な切り捨てを続けています。揮発油税などの税収を不要不急の道路につぎ込むのでなく、急を要する国民生活のための財源として活用することが切実な課題だと考えます。よって、道路特定財源を認め、確保・充実に求めている、この意見書には賛成できません。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の意見書は、これまでに旧内海町、池田町議会からも提出しております道路特定財源制度の堅持を求める意見書とは明らかに違います。今回の意見書は、既に閣議決定されております道路特定財源の見直しに関する具体策として、道路特定財源の一般財源化を前提に国において行います道路特定財源全体の見直し作業に当たり、地方部の道路整備の実情や地方自治体の財源状況に十分配慮された道路予算配分等を求める意見書でありますことから、地方自治体としての当然の意見であると判断されますことから、この意見書の提出に賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員の派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を諮ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申し出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、申し出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

#### 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第15、日程第16、日程第17及び日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第15、日程第16、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、内海ダム特別委員長及び交通問題特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり

閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成19年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員